

平成 21 年 度 第 14 回 定 例 会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日 ( 水 ) 午後 2 時  
場 所 八王子市役所 議会棟 5 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

# 第 1 4 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日 ( 水 ) 午後 2 時
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 5 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
  - 3 会議に付すべき事件
    - 第 1 第 3 6 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事務処理の報告について
    - 第 2 第 3 7 号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について
    - 第 3 第 3 8 号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について
    - 第 4 第 3 9 号議案 パーソナル・コンピュータ等の取得に関する議案の調製依頼について
    - 第 5 第 4 0 号議案 八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について
  - 4 協議事項  
八王子ゆめおり教育プラン ( 骨子案 ) について ( 教育総務課 )
  - 5 報告事項
    - ・開かれた教育委員会の取り組みについて ( 教育総務課 )
    - ・中学校給食アンケート結果について ( 学事課 )
    - ・死亡者叙位・叙勲の受章について ( 指導室 )
    - ・死亡者叙位の受章について ( 指導室 )
    - ・ ( 仮称 ) 新・生涯学習プラン ( 素案 ) について ( 生涯学習総務課 )
    - ・平成 2 2 年成人式について ( 生涯学習総務課 )
    - ・第二次読書のまち八王子推進計画 ( 素案 ) について ( 図書館 )
-

## 八王子市教育委員会

### 出席委員（5名）

委員長	（1番）	小田原	榮
委員	（2番）	和田	孝
委員	（3番）	川上	剋美
委員	（4番）	水崎	知代
委員	（5番）	石川	和昭

### 教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川	和昭
学校教育部長	石垣	繁雄
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	由井	良昌
教育総務課長	穂坂	敏明
学校教育部主幹 （企画調整担当）	穴井	由美子
施設整備課長	萩生田	孝
学事課長	野村	みゆき
学校教育部主幹 （中学校給食担当）	小松	正照
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	海野	千細
指導室統括指導主事 （企画調整担当）	宇都宮	聡
指導室統括指導主事 （教育センター担当）	内野	雄史
指導室統括指導主事 （教育施策担当）	宮崎	倉太郎
指導室前任指導主事	所	夏目
生涯学習スポーツ部長	榎本	茂保
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	坂倉	仁
生涯学習総務課長	桑原	次夫

スポーツ振興課長	遠藤辰雄
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	若林育男
学習支援課長	設楽いづみ
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	遠藤幸保
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	石井里実
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	齋藤和仁
教育総務課主査	新納泰隆
教育総務課主査	後藤浩之
施設整備課主査	中部いづみ
生涯学習総務課主査	前田高明
生涯学習総務課主査	山野井寛之

事務局職員出席者

教育総務課副主査	小林なつ子
教育総務課主任	川村直

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、開会いたしたいと思います。本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成21年度第14回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 3番 川上剋美委員 を指名いたします。よろしくお願ひします。

なお、議事日程中、第38号議案につきましては、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程について、進行いたします。

小田原委員長 まず、日程第1、第36号議案 平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案につきまして、教育総務課から説明願ひます。

穂坂教育総務課長 それでは、第36号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事務処理の報告につきまして、新納主査の方から詳細を説明いたします。

新納教育総務課主査 2枚目をおめくりいただきたいと思ひます。平成21年、20年度分の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきまして、その内容を決定し、11月20日付で八王子市議会に提出するとともに、市ホームページで公表することを、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定により、11月9日付で教育長により臨時に代理し、事務処理いたしました。つきましては、本日、教育定例会に報告いたしまして、承認をお願いするものでございます。

別添でおつけしてございます報告書でございますが、本点検評価につきましては、教育委員会の主要な施策や事務事業の取り組みについて点検及び評価を行い、課題や方向性を明らかにすることにより、効率的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任

を果たすことをその目的とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、平成20年4月から報告書の作成、議会への提出、公表が義務づけられたところでございます。

表紙をめくっていただきまして、目次でございます。簡単に概略、構成について御説明いたします。

1としまして、ただいま申し上げました経緯、目的、そして、意見を聞く学識経験者について、2としまして教育委員会の活動状況について、3としまして個別事業の点検及び評価、自己評価でございますが、これを、1「学校教育の充実」から7「子どもの健全育成」までの計38の事業について、平成20年度の成果、事業進捗についての自己評価をし、今後の方向性について記載してございます。そして、4としまして、学識経験者からの意見でございますが、これも法の規定にございます。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとなっております。

めくっていただきまして、1ページでございます。経緯、目的については、ただいま御説明いたしました。3の点検及び評価でございますが、自己評価の区分、AからDについての基準をここで御説明し、4、学識経験を有する者でございますが、3名の方々に点検・評価に当たっての御意見をお願いしたところでございます。3名のうち、柿添氏、三宅氏は昨年に続いて2回目、時久氏が今年初めてでございます。

この3名の方々の御意見を53ページ以降に掲載してございます。昨年は3名の御意見をまとめて総括意見として掲載しておりましたが、本年はお1人ずつ御意見を掲載する形としてございます。

、教育委員会の活動状況でございます。教育委員会の開催状況、教育委員会の主な活動状況、また、情報発信としまして、広報紙「はちおうじの教育」や、本年も過日、11月4日に生涯学習センターで開催しました市民と教育委員との意見交換会などについて記載してございます。

4ページ以降は個別事業の点検及び評価でございます。昨年から記載方法を変更してございます。昨年は各事業の自己評価を巻末に掲載してございましたが、本年から、各事業を掲載する最後に自己評価と今後の方向性として掲載し、個別事業の自己評価、今後の方向性を38の事業ごとに記載したところでございます。そのほとんどが自己評価をBとし、事業を達成できたとしております。A評価としたものが2事業、C評価としたものが3事業でございます。本日は、このA、Cとした事業について御説明をさせていただきます。

A評価としたものでございますが、21から22ページに記載してございます情報教育の基盤整備です。小中学校のパソコン教室のパソコンの更新と教育用ネットワークを新たに構築し、全校について高速インターネットの接続を可能とし、調べ学習などパソコンを使っの円滑な授業を進めるための環境の整備を行ったところでございます。

2つ目は、33から34ページに記載してございます学校運営協議会でございます。当初予定していた6校を上回る7校に学校運営協議会を設置することができたこと、また、試行実施による効果や成果を検証したところでございます。

また、C評価としたものが3事業ございます。お戻りいただくようになります。11ページから13ページに記載がござい。心の教育と心のケア推進でござい。いじめや不登校などさまざまな課題に対応するための事業を展開しております。平成20年度における不登校児童・生徒は、個票システムの活用などにより、未然防止、早期対応が促進され、登校支援ネットワーク体制の充実も図られたことにより、19年度に比べ、不登校児童・生徒数が減少したものの、依然として500人を超える状況であること、さらなる支援体制の充実と登校支援の促進を図る必要があることなどから、C評価としております。

また、15から16ページに記載がござい。教育施設・設備の充実でござい。小中学校の改築工事の一部において、設計業者の倒産により着工が遅れたこと、耐震診断実施設計において入札不調や公的機関による調査結果の評定取得に時日を要し、その一部を21年度に繰り越すことになったことなどにより、C評価としております。

最後に50ページになります。子どもの育成支援でござい。放課後や夏休みなどに学校施設を活用し、地域の人材、ボランティアの参画を得て、子どもたちに安全で安心な居場所を提供し、遊びや体験活動を通して子どもたちの健全育成を図る事業ですが、平成20年度は20校での事業実施を目指しておりましたが、学校と地域との調整により12校の実施にとどまったことなどにより、C評価としております。

今後の対応でござい。けれども、これらC評価としました事業、また、3名の学識経験者からいただいた意見とあわせまして、教育委員会各課において可能なものから対応していき、この点検・評価の作業が教育施策の実施に役立つ処置改善に結びつけるようにいたします。また、現在策定中の本市の教育振興基本計画でござい。「ゆめおり教育プラン」と連携、連動し、PDCA、計画、実施、評価、改善のサイクルを意識した事業実施に取り組み、教育施策の推進に努めてまいります。

説明は以上でござい。

小田原委員長　　ただいま教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑ございましたら、どうぞ。いかがですか。

では、私の方からよろしいですか。C評価が3つあったということなのですが、そのうちの一つの最初の方、11ページからの心のケアのところなのですが、評価者の時久さんが、59ページの1のところの第2フレーズのところなのですが、小学校へのメンタルサポーターの配置を大幅に増やして評価できるというふうに評価しているわけなのですが、そういう評価がありながら、なかなか不登校、特に小学校の不登校が減らないで、むしろ増えているということについては、どういうふうにお考えになっているか、お伺いできますか。

海野学校教育部主幹　　不登校についてはさまざまな考え方があるかと思うのですが、今小学校の中で、学校に無理に行かせるというよりも、この子の場合には休む必要があるのではないかとと思われるようなケースも多々あるかと思えます。

それから、もう一方で、特別支援教育にかかわる部分で、発達障害があるお子さんの中に、なかなか集団の中でみんなと協調した形で集団活動を進めていくことが難しいようなケースも増えておまして、その辺のところ、小学校の不登校児童の多少増えているところにかかわっているのではないかと考えております。

以上です。

小田原委員長　　そうすると、不登校の子どもたちを今よりも減らすということは、非常に行政としては難しいというふうになるのでしょうか。

海野学校教育部主幹　　ある部分、やはり一定程度、確かに、学校へ来させる前の段階で十分なケアが必要な子どもたちの数というものはあるように思います。ただ、一方で、学校や行政の働きかけで、必要な支援が今後望まれるようなケースも当然ございますので、今後もあわせて早期対応、学校でできる支援の仕方については、今後もさらに検討していく必要があるかと思えます。

以上です。

小田原委員長　　今のようなお話だと、そういうことで評価をCとするというのは妥当なのかどうかというのは、また考えないといけないかなというふうに思うのですが、これはまた少し研究して話題にしたいと思えます。

水崎委員　　今の不登校の話なのですが、データをとって調べたわけではないのですが、自分の経験から、虐待という、そこら辺があるということも、数としたらあるのではない



かと思うのですね。結局、家庭で、学校へ行く体制をとってもらえない、そういう環境をつくってもらえない、朝も起こしてもらえない、ご飯をつくってもらえない。でも、子どもたちはそれを訴えるところがない。やはり、親のことは好きだから、学校に対しても、自分はこういう家庭にいるのだということも訴えられない。

その中で自然と不登校、学校へ行けない、行きたくても行けない、そういう状況が出てきているのかなと思ったときには、学校教育部だけではなくて、やはり家庭の問題といったところで、ほかの関係機関とも連携をとりながらやっていかないと、このC評価というのは、なかなかBに持っていくのは厳しいと思いますし、少しでも子どもたちを学校へ通える状況というのをつくってやるというのが大人の仕事でもあると思いますので、もちろん、主幹がおっしゃったように、無理やり行くことがいいかということ、それもよくないという状況があるのもよくわかっているのですが、虐待ということもやはりいつも頭に置きながら不登校は考えていく必要があるのかなと、私の経験でそのように思いました。

海野学校教育部主幹 御指摘のとおりで、虐待も勿論いろいろな幅がございますけれども、家庭的な体制が十分整わないために、結果的に学校へ行けていない状況というのも確かにあると思います。これにつきましては、現在も、子ども家庭支援センター等々と関係会議等を開いたり、来年につきましては、スクールソーシャルワーカーのような機能も含めて、より柔軟で現実的な対応ができるような方向を考えていきたいと思っております。

それから、C評価に関してなのですが、これは「ゆめおりプラン」で目標を掲げておきまして、その数との関係で評価をしているという部分もございます。ですから、その辺含めますということ、そういう目標値とのかかわりで、なかなか数としては成果が十分上がってこないというふうな側面もあるかなと考えているところです。

以上です。

小田原委員長 登校支援ネットワークを充実させることによって不登校を減らせることができるという見通しというのか、目算が立つのかどうかなのでしょうね。目標値を設定するときに、不登校は十人十色とあって、10人が10人とも全然違うということをよく言われるのだけれども、原因は、大きなくくりの中で仕分けができるのか。そういう中で、例えばいじめとか、学校の先生のふとした発言、言葉とかによるのが減るということはできると思うのですが、そうではない場合は、専門職員が家庭を訪問するというようなことによって、どれだけ減らせるか、そういう研究が必要になってくるのだろうなというふうに思いますけど、いかがですかね。

水崎委員 登校支援センターですけれども、その動きが、一応、説明は私聞きには行ったのですが、学校を巡回して、いろいろ学校と話し合っ、対策を考えたり、指導したりとか、そういうことをされていると聞いたのですが、結局そうなってくると、学校が、対家庭、対子どもとなってきたときに、どこまで学校ができているのかなということがあ、ると思うのです。

もちろん、学校だけの責任というのではなくて、学校ももう限界ということも中にはあ、ると思うのですよ。不登校というのはね。そうなったときに、登校支援センターが少し工夫をして、さらに一歩進んだような形で登校支援ができるような、そういう体制づくりと、いうのですか、そういうことも今後少し考えていかなければいけないのかなと思ったりも、するのですが、現状のままだとちょっと進歩もないかなと思うと、やはり改善も必要か、なと思いますけれど。

あと、スクールカウンセラーも小学校に全校配置ではないですよ。いろいろ工夫はし、ていただいて、市費のスクールカウンセラーもおいていただいていますけれども、そこら辺、も強化していくということも今後考えていかないと、不登校というのはなかなか奥が深く、て見えない部分もあるので、置き去りにされてしまうかなと思うと、心配はしてしまうの、ですけれど。

海野学校教育部主幹 今指摘いただいた登校支援センターに関して申し上げますと、平成、18年に設置した当初と、やはり、学校状況等もいろいろ変わっている部分もあって、今、の体制のままでいいのだろうかということについては、改めてここで見直しなり対応の検、証をしていく必要があるかなというふうに考えています。

基本的には、先生方が不登校の子どもたちに意識を向けていくという、その部分では非、常に意味のある部分ではあるのですが、いかんせん、現実に、巡回相談の方も学期に一遍、回れるかどうかということもあって、もう少しきめ細かい、学校の状況に応じた対応を、図っていくためには、改めて、その中身なり対応の仕方について検討していく必要がある、かと思っております。

以上です。

小田原委員長 ということでございますが、そのほかいかがでしょうか。

新納教育総務課主査 申しわけございません。説明が1点漏れてございました。先ほど申、し上げました評価のCの評価でございますが、20ページに記載のございます特別支援学、級につきましてC評価としてございますので、合わせて4事業となります。申しわけござ

いませんでした。

和田委員 不登校の件でちょっと確認なのですが、八王子市が特に力を入れて運営している高尾山学園がございますよね。不登校にかかわって対応するわけですが、14ページのところに表があるわけなのですが、この下から2段目のところの不登校の解消率というのは、これはどういう計算ですか。

高尾山学園の事業目的は、最終的には再び登校できるように支援するという、そういうことで取り組みがされているわけですが、そうすると、ここに書かれているパーセンテージは、この者が学校に復帰できたのかということか、その高尾山学園に、不登校状態ではなくて、通うことができたという、そういう評価になるということでしょうか。

海野学校教育部主幹 ここで解消しているというのは、文科省の基準で年間30日以上欠席をしているという考え方ですので、それに基づいて、欠席日数が30日未満になっている児童・生徒の数を根拠にしております。

和田委員 そうしますと、再び登校できるというのは、高尾山学園という学校に登校できるようになるということを前提にしているということでしょうか。もともとの事業も、そういうことで事業展開しているということでしょうか。地元の学校を離れてこちらの学校へ来ているわけですが、自分の学校へ復帰するということを目指しているわけではないということですね。

海野学校教育部主幹 高尾山学園は、基本的に学籍を高尾山学園に移すという考え方で、もとの学校に戻らなければならないのではなくて、そこで改めて学校生活に参加できるような力をつけていこうという、そういう考え方です。一方、戻るお子さんの中にはいます。以上です。

和田委員 そうしますと、高尾山学園で登校ができるようになった子どもたちは、不登校の数値には入っていないという解釈でよろしいですか。要するに不登校ではない。要するに復帰したわけだから、八王子の不登校の子どもたちの数から、高尾山学園へ行っている子どもたちの数は引かれている、登校できるようになった子どもたちは引かれたということになるのですよね。

海野学校教育部主幹 はい。

小田原委員長 これは、高尾山学園で30日を超える子どもたちの数は不登校に加算されていく。

和田委員 そうですね。

小田原委員長　だから、16年度に、129人のうち不登校が解消した数が52人いるということは、その残りの人たちは不登校の数に数えられてしまっているということだろうと思いますね。そういうことですよ。

海野学校教育部主幹　はい、一般の学校と同じ扱いです。

小田原委員長　そういう点で、この高尾山学園があって、しかも適応指導教室があって、減らない。小学校はむしろ増えている。小学校が増えるということ自体が時代なのかなというふうに思いますけどね。もうちょっと原因とかそういうのを含めて考えていかないと難しい問題かなというふうに思いますけどね。

和田委員　本当にいろんな手だてをとっているけれども、なかなか減らない状況があって、こういう形で外されて、本来は自分の学区や地域の学校へ行かなければいけない子どもたちが、特別な扱いをされて登校という数値的な数が上がっているわけですが、実際には、そういうものを除いても相変わらず不登校が多いという現状からすると、やはり、外へ隔離して何かをするというよりも、根本的ないろいろな対応が今後必要になっていくのかなというふうには思うのですけれども、全体的な国の動向の中でも、子どもの数は減っているけれども、不登校の数の割合が減っていないという状況を見ると、前にもちょっと申し上げましたけど、スクールカウンセラーの対応だけで本当に不登校が減っていくのかというのは、いろいろなところでも議論されているところですので、やっぱり、もう少し抜本的なものを考えなければいけないのかなというふうには思っていますけど。

小田原委員長　そのほかいかがでしょうか。

水崎委員　ちょっと不登校のことばかりで長くなって申しわけないのですが、こういう話が出るというのを知らなかったもので、すみません、整理してこれなかったのですが、相談学級と適応指導教室というのがありますね。あれは、子どもたちにとって、不登校解消に役立っているのか、それとも、あの教室や学級があるということ自体まだ知らない保護者も多いのではないかと、そこら辺もちょっと気になる場所もあるのですね。

今度29日に不登校の子どもたちを支援する学校等の説明会というのがあると思うのですが、ちょっと私実態は調べたこともなくて、わからないのですが、果たしてそういった学級とか教室が子どもたちにどうなのかというのも今後よく見ていただきながら、もし見直すところがあれば、見直すとか、そういう体制を変えたりとか、充実させるとか、何か検討していただければと思いますので、そこもあわせて不登校対策をよろしく願いしたいと思います。

海野学校教育部主幹 八王子の場合には、高尾山学園、それから相談学級、そして適応指導教室、メンタルケアが必要な場合に総合教育相談室といった形で、非常にメニューがそろっているということはあると思うんですね。

そういう意味でいうと、相談学級と適応指導教室というのは、やっぱり枠の質がちょっと違ってまして、相談学級の場合には、学校に少し近い少人数指導で、全教科が用意されている。その一方で、適応指導教室は、特に時間割というよりも、その子その子の状況に応じて自学自習のサポートが中心というふうな違いもあります。それぞれのメリットをどう生かして不登校対策として機能させていくかということは、今後また改めて検討しながら進めていきたいと思います。

水崎委員 先ほど追加があった特別支援学級のCというのは、これは、今日いただいたので、私、詳しくまだ読んでいないのですが、このCの評価というのは、まだ設置が十分でないという意味なのですか。どういうことなのでしょう。

海野学校教育部主幹 このCというのは、18ページの(8)特別支援教育全体についての自己評価でございます。たまたま評価Cの上で特別支援学級の振興というふうな形になっているのですが、通常学級における特別支援教育と、それから特別支援学級、両方含めた中で、基本的には、通常学級の方では、各学校に校内委員会が設置されて、コーディネーターが各全校に整備されてはいるのですけれども、十分機能しているかと考えると、まだまだ学校によって十分でないところがたくさんございます。

それから、特別支援学級に関して言いますと、なかなか、計画的に設置していきたいと考えているのですが、要望される親御さんの方が多いために、まだまだ十分な対応ができていないというふうな部分もございまして、Cという評価をさせていただいております。

水崎委員 はい、わかりました。

小田原委員長 市全体でやっている行政評価報告書との関連でいえば、例えば特別支援教育事業というのは、評価の結果はそれほど悪くないのですよね。

新納教育総務課主査 悪くはないというか、何ていいたほうがいいか、A、B、Cをきっぱりとつけるというような評価はしてございませんので、取り組み全体で評価として高いか低いかとか、あと先ほど若干出ました指数を「ゆめおりプラン」の中で設けている数値に対してどうだったかという、そういった視点のみでの評価になっておりますので、高い低いという形では出ておりません。

小田原委員長　例えば市全体の方では、4が高くて1が低いという構成ですね。こっこのA、B、Cは、高い低いではなくて、指数に対しての到達度を見ている。

新納教育総務課主査　直接、行政評価の方の指数と必ずしもリンクしているものではないというのが、全部について必ず指標が出ているわけではございませんので、先ほどの不登校児童・生徒のものについては数値が出ておりますので、そちらと対比しましてもまだ到達できていないという部分、本点検・評価につきましては、直近5年間の事業の推移ですとか、今年度の成果について自分たちで自己評価をしたというところがございます。ですから、高い低いという観点というよりも、自分たちが達成できたかできなかったかという観点に基づいて評価をしているというところですよ。

小田原委員長　例えばそういう点でいえば、行政評価の方でいう達成できたかできないかというのは、どこになるのですか。必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性はないというふうに見ていいのですか。

私は、この評価をするにあたっては、こういう混乱というのかな、わからなくなってしまうわけです、そうすると。評価をいろいろやっているわけなのだけれども、これとリンクする形でやっていくようにした方がいいのではないかということも言っていたわけですよ。同じようにして、ここで言っている事柄が、ここではもうちょっと細かい部分での教育の部門における評価を細かくやっているのだというふうにしていった方がいいのではないかと思いますのでね。

到達度、達成度が低いのに……。高い低いと言ってはいけないんだ。達成度でいえば届かなかったのに、行政評価でそれがあらわれていない。1というのはないわけですからね。2とかもない。おかしいというふうにどこから言われませんか。そこだけこれからの課題にしていただけならばと思いますけども。始めたばかりですから、余りこういう細かいことには触れない方がいいかもしれませんけれど、これからの課題として御検討ください。

水崎委員　50ページの放課後子ども教室なのですけど、これは、下のところに、進めるにあたって、学校側の協力体制を整えること、運営の主体となる推進委員会の担い手不足の解消が課題となっているけども、ニーズは非常に高いということで、これからさらに積極的に推進しますと書いてあるのですけども、これは順調に推進していくのでしょうか。なかなか解消しきれない問題点というのはほかにあるのでしょうか。ニーズの割には進んでいかないという実態があるので、ことついてしまっているのでしょうか。

桑原生涯学習総務課長　これも、先ほどの話と同じように、年度当初に20の目標を立て

たわけですね。実際、数字的には、結果論として12しかいかなかったという中で、C評価をつけたわけですが、その大きな理由としましては、八王子市の場合は、地区推進委員会というのを、地域の方にお願ひしまして協力していただく中で推進委員会をつくって、この事業を進めていくということで進めています。

そういう中で、ニーズが高いといひますのは、これは20年度の調査の中で、3、4年生の父母等々に調査をして、必要性があるかないかという調査をしました。これでは圧倒的に高い率で必要性があると。事業としてですね。ただ、もう一つ、その反面、協力してくれますかという質問もしました。そうしたら、これは1割を切ってしまうというところに大きな課題があるのかなというふうに思っていますが、どちらにしろ、粘り強くお願いをして、理解をしていただきながら協力をしていただくということしかないのかなということで、これからもそういう方向の中で、粘り強く、学校単位で、保護者の方または学校と協議をしながら推進していくということしか方法はないのかなというふうには考えています。

小田原委員長　　ということですが、よろしいですか。それしか方法がないですか、本当に。これは、私はかなり、Cまでいなくて、これだけできていれば、よくやっているというふうに私自身は評価しているのですけどね。欲を言えば、もっといろいろありますけれども、これだけ進んできているということは順調だなというふうにはむしろ思っています。

どなたかがスポーツで肥満防止になるみたいなことを言っていたけれども、それだけではなくて、もっと広げていくことが望まれるわけだから、内容でもってさらに充実していく。いろいろなことがあると思うのですね。そうすると、協力者も出てくるのではないかなと私は期待しているのですけどね。

そのほかいかがですか。よろしいでしょうか。これはもう既に20日にお送りしているものですから、これを御承認いただくという案件でございますけれども、なおつけ加えて、こういうところについてこういう意見がというのがございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　それでは、特にないようでございますので、お諮りいたします。

今議題となっております第36号議案につきましては、御提案のとおり承認することについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　異議ないものと認めます。

よって、第36号議案はそのように承認することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第2、第37号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について。これも事務処理の報告でございます。引き続き教育総務課から説明願います。

穂坂教育総務課長 それでは、37号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告につきまして、後藤主査の方から詳細について説明させていただきます。

後藤教育総務課主査 では、第37号議案について御説明させていただきます。

この議案は、平成21年11月24日付教育長において臨時代理をいたしました市議会定例会提出議案の意見聴取に対する回答について事務処理したことを報告いたしまして、承認を求めるものでございます。

事務処理の内容でございますけれども、議案を1枚めくっていただきまして、右側のページになります。平成21年第4回市議会定例会に提出されます八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例設定につきまして、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取を11月16日に求められました。市議会定例会の議案送付が11月24日ということもございまして、教育委員会を開催するいとまがないものとして、11月24日をもって教育長が臨時代理し、左側のページにございますけれども、異議ないものとして回答をしたものでございます。

市長から提出されました条例改正の内容でございますけれども、さらに次のページの第37号議案関連資料を御覧いただきたいと思っております。

八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の第5条に規定されております期末手当につきまして、年間4.45カ月から4.1カ月へ0.35カ月の引き下げをすることといたしまして、また、特例措置といたしまして、本年12月期の期末手当について、さらに0.15カ月分を引き下げるとともに、来年1月から平成23年3月までの給料月額を10%引き下げようとするものでございます。

具体的には、資料の新旧対照表に載せてございますけれども、第5条第2項に規定されております6月期の期末手当を100分の210から100分の190へ、12月期の期末手当を100分の235から100分の220へと改正して、また附則において、本年12月期の期末手当を100分の205へ100分の15さらに引き下げるとともに、平成22年1月から23年3月までの支給する給料月額を100分の10控除する旨等の規



定をするものでございます。

理由でございますけれども、本年10月の東京都人事委員会の勧告を踏まえまして、一般職の給与改定に伴いまして、市長等特別職、教育長及び市議会議員の給与の額を改正することといたしました。さらに、厳しい社会情勢、財政状況をかんがみ、市長等の特別職と教育長については独自の特例措置を行うものでございます。

今回の改正につきましては、昨今の社会情勢等から、やむを得ないものとして、異議ないものとして回答したものでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長　ただいま教育総務課からの説明は終わりました。

本件につきまして、何か御質疑、御意見を含めてございましたら、どうぞ。

東京都の人事委員会からの勧告があったということですか。この関連資料によると、「上記勧告内容を尊重し」というのがありますけれども、上記の部分はどこにあるのですか。

後藤教育総務課主査　申しわけございません。資料の方には、10月に勧告を受けておりまして、その詳細の内容は理由のところには掲載してございませんけれども、10月の勧告を受けて、一般職員を含めて給与の改定を行っている。そこで、「上記勧告内容を尊重し」というような表示にさせていただいております。

小田原委員長　そこで独自の特例措置を行う。八王子市としての独自ということですか。中身というのか、それでどのくらい引かれるのですかみたいなことはお聞きしませんけれども、大変申しわけないというか、市長、特別職の皆さんに、教育長を含めて減額措置がとられるということ、大変申しわけないことなのだけれども、今般の社会情勢、財政状況をかんがみるとやむを得ない措置であるということですが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　特に御異議ないようでございますので、本案につきましては、御提案のとおり承認するというので、よろしく願いいたします。

小田原委員長　それでは、引き続いて日程第4、第39号議案　パーソナル・コンピュータ等の取得に関する議案の調製依頼についてを議題に供します。

本案につきまして、施設整備課から御説明願います。

萩生田施設整備課長　それでは、第39号議案　パーソナル・コンピュータ等の取得に関

する議案の調製依頼について、御説明いたします。

パーソナル・コンピュータの取得でございますけれども、9月の補正予算で計上されたものでございます。この12月議会で契約議案を上程するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、教育委員会の意見聴取をすることになっておりますので、お諮りするものでございます。

詳細につきましては、担当の中部主査の方から御説明申し上げます。

中部施設整備課主査 それでは、パーソナル・コンピュータ等の取得について、御説明いたします。

こちらの契約は、児童用パソコンの購入3件と校務用パソコンの購入1件、合わせて4件の契約でございます。物品の購入契約は、予定価格が2,000万円以上のものが議会の議決に付すべき案件となりますので、それに該当する4件について提出いたしております。

児童用パソコンは、小学校パソコン教室にある既存パソコン20台に加え新規の20台を追加で整備して、パソコン教室の40台化を実現するものであります。校務用パソコンの購入は、小学校全校に、職員室用として6台、校内LAN用として1台を整備するものです。

契約方法としましては、地域経済の活性化の視点から、自地域の中小企業の受注機会を最大限配慮することという文部科学省からの通知を受けまして、市内業者のみを指名した4つの分割契約とし、受注機会に配慮したものであります。

契約の内容でございますが、 から まで、こちらは児童用のパソコンの購入につきましてはデスクトップ型を選択しております。 の校務用のパソコンはノート型でございます。OSにつきましては、WindowsXPを選択しております。最新のOSはWindows7であります。安定性を考慮しまして、平成26年4月8日までサポート期限のあるWindowsXPといたしました。

台数につきましては、 の児童用パソコンの購入は460台、 は440台、 は380台、 の校務用パソコンは483台でございます。

説明は以上です。

小田原委員長 施設整備課からの説明は終わりました。

本案につきまして、何か御質疑、御意見ございませんか。はい、どうぞ。

和田委員 小学校のパソコン教室の40台化というのがあるのですが、これは、学校規模

によって台数が変わってくるということは考慮しているのですか。

中部施設整備課主査 学校規模で、1学年におきまして40人に満たないと今後10年間認められます美山小と上川口小と恩方第二小学校につきましては、40台化からは外しております。ほかの学校につきまして40台化を実施するというところでやっております。

和田委員 そうすると、その3校以外はみんな40ということなのですが、学級のクラス的人数が減っていますよね。そういう中で、そういう水準というのは、一応基準として、要するに何台であっても少しづついろいろなところに回せるような、要するに40台という規格の中で行ったときに、使わないでいる機械もあるわけですね。そういうものを考えたときに、大雑把過ぎないかという気がするのですが、そんなことはありませんか。やっぱり40が予想されるという部分ですか。

中部施設整備課主査 そういったことも考えられると思うのですが、例えば2クラスある学校につきまして、1学年2クラスあったとして、もしかしたら次の年には1クラス40人近くなる可能性も考えられるわけですね。ですので、そういった可能性を考えると40台化をした方がいいだろうという、指導室とも協議いたしまして、そのような決定をいたしました。

和田委員 はい、わかりました。

小田原委員長 妥当なのかどうかということですよ。どうなんですかね。考え方なんだけどもね。今からでもそれを減らすことはできるのですか。

中部施設整備課主査 今から減らすことは厳しいのですが、指導室とも、この件につきましては再三協議を重ねてまいりましたけれども、やはり、1人1台あった方が指導上よいらるという判断のもとで、このような整備を行おうと決定した次第でありますので。

小田原委員長 教育長や市長が給料を減らしているときにこういうことが許されるのでしょうかという話になるのですよね。指導室は1人1台だと言うけど、1人1台必要な学校というのはどれだけあるのですか。1人1台というか、40台必要な学校というのは。現在1校もないでしょう。40人、41人の学級数の学校というのは現在何校ありますか。

由井学校教育部参事 具体的に何校ということでは答えられませんが……。

小田原委員長 具体的に答えられるでしょう。

宇都宮指導室統括指導主事 パソコン教室の40台化の部分については、原則、理科室もそうですけれども、40人の児童が学習するということを前提に、理科室等の備品整備等

はしております。

今回40台というふうにお話し申し上げたのは、国の方のe-Japan計画の方で、パソコン教室に40台というふうな規定があったということ、それから、例えば36人とか35人に一時期に減ったとしても、また児童・生徒が増えたときに、今度またさらに購入しなければならないということを考えると、マックスの台数を入れておくのが妥当かなというふうに考えました。

児童・生徒の人数が少ない段階においては、このパソコンについては、教育のネットワークにつながっていますので、職員室等に持って行って教員が活用すること、また、教室に校内LANが引かれますので、そちらの方での活用等もいろいろ考えられるということから、40台の方を御提案さしあげました。

以上です。

小田原委員長 法律が悪いのですけどね。法律がそういうふうに決めてしまっているというのが。法律にあるから、だから40台揃える。理科室も、家庭科も、みんなそうなのだけれども、それは稀なことだから、むしろ。だから、その場合にはどうするかというのは工夫すればいいわけで、潤沢にあればいいですよ、お金が余ってばらまければいいけれども、とてもそういう時代ではないわけだから、いかがかなというふうに思うのですけどね。いかがですか。

川上委員 先ほどの御説明の中で、2,000万円以上のものをということでここに挙げてありますけれども、これは から までが、それぞれが2,000万円以上ということになるわけですね。

中部施設整備課主査 はい、そうです。

川上委員 お幾らですか。

中部施設整備課主査 1番の契約金額は3,330万6,000円、2番の契約金額が3,159万4,395円です。 が2,731万458円です。 が2,570万4,000円でございます。

川上委員 ありがとうございます。 と のことですが、460台と440台で、この金額の差というのがどういうところに出ているのでしょうか。ゼロで割り切れるのだと。単純な計算でも、これは単価が違うのですか。

中部施設整備課主査 こちらは、先ほどの説明にもありましたように、4つの分割契約としております。それで、各学校を主に地域事務所の固まりごとに4つに分割をしております。

す。その中に所属する学校で台数を分けておりますので、それで、1契約ごとの契約金額が落札額という点で違ってきていますので、単価で割ると確かに差異は出てくるということもございまして、あともう一つ単価が違ってくる理由としましては、モニターの大きさにあるのですね。平成14年度から19年度に導入しました学校のパソコンのモニターは15インチのモニターを使っておりますが、昨年度、20年度に導入しました学校は19インチワイドのモニターを使用しておりますので、そこでモニターの大きさが違うということによる金額の差が出てきております。

川上委員　でも、今度は全部19インチ。

中部施設整備課主査　もともと入っている既存のパソコンに合わせないと違ってきてしまうので、それを合わせているので。

川上委員　新しいのを、今度入ったのは19インチで入れるというわけではないのですか。

中部施設整備課主査　じゃないのです。学校の既存のものに極力合わせるような形にしておりますので。

川上委員　それは逆に、みんな同じもので勉強できるということにはならなくなってしまいますよね。

中部施設整備課主査　はい。ただ、違うのがモニターの大きさだけでして、パソコンの機能という点でも、確かに既存のパソコンが古いのと、あと今回導入するものは新しいので、確かに機能的に差が出てきてしまうというのはあるのですけれども、モニターの大きさだけでも揃えようということでございます。

川上委員　ちょっとその判断に対しては、また別の私の意見もありますけれども、これも受注機会の最大限配慮とか、いろいろなことでこういう差が出てきて、今の差というものも、よくわかる説明をいただいてわかったのですが、一つのことを決めると、先ほどからいろいろな要素がありますよね、不登校のときからもずっと話が出ていますけれども、とても難しいので、ここだけを見てやるのは、ここだけ私が見てお話しするのもおかしいとは思いますが、後々多分このこともいろいろな場面でお話が出てくるようなことがあるのかなというふうに思いました。ありがとうございました。中身はわかりました。

水崎委員　さっき児童用のパソコンの話だったのですが、小中学校に職員室用として6台、これも、学校によって、6台というのは台数は前後するのでしょうか。それとも、各校6台と決めてなののでしょうか。

中部施設整備課主査　こちらにつきましても、学校規模によって台数は上下しております。

基本になっているのがクラス数ですね。クラス数に応じて、台数の方は5台から8台という枠の中で整備方針を決定しております。

川上委員 先ほどの御説明の中で、40名のクラスで40台あって、その方がよいだらうということはよくわかるのですが、教育効果として40台なればできないというものでもないということも、私たちは経験上わかります。あった方がいいというのはそうだが、でも、なければならないというわけでもないというようなところで、こういう機材の購入とか、先ほど和田先生の御心配もあったように、私も少しは心配しています。

小田原委員長 少しではなくて、大分ですよ。これは、今、クラス数でやっているという話があったのだけれども、クラス数とか学級数が、1学級40人だとか決まっているということでやっていくところに問題があるわけで、要は使い方なのですけどね。あるいは教え方ということなので、これでいけるのであれば、これでいいと思いますけれども、当初考えるときに、この額を考えていったら、教育長の給料を下げるところの話ではないですよ。これ、税金だからこういうふうになっているけど、自分でこういうことをやろうとしたら、なかなかできない話だろうと思いますよ。その考え方というのをやはり忘れなようにしていただきたいというふうに思います。

よろしいですか。では、お諮りいたしますけれども、御提案されている39号議案、いろいろな御心配はございましたけれども、一つの課題として今後考えていただくということで、この39号議案につきましては、このように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第39号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、日程第5、第40号議案 八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼についてを議題に供します。

本案について、生涯学習総務課から御説明願います。

桑原生涯学習総務課長 それでは、第40号議案 八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定に関する議案の調製について御説明いたします。

八王子市姫木平自然の家条例に基づきまして、平成19年度から今年度、21年度まで、指定管理者による管理運営を行っております。今年度でこの期間が切れるため、平成22年度から3カ年の新しく指定管理者をお願いする指定管理者の選定につきまして、今回議

案の調製をお願いすることでございます。

詳細につきましては、前田主査から説明いたします。

前田生涯学習総務課主査　それでは、八王子市姫木平自然の家指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について御説明いたします。

八王子市姫木平自然の家につきましては、八王子市姫木平自然の家条例第5条により、自然の家の管理は指定管理者に行わせるもの、及び第17条、教育委員会は最も適当であると認める者を選定し、議会の議決を得て指定管理者に指定するものと定められております。

現行の指定管理者の指定の期間が来年、平成22年3月で3年間の指定管理の期間を終了することから、11月に開催いたしました選定委員会の結果を受け、八王子市姫木平自然の家の指定管理を株式会社長和町振興公社に指定する議案の調製を依頼するものでございます。

1ページおめくりいただきたいと思います。まず、指定管理者候補者でございますけれども、長野県の株式会社長和町振興公社でございます。指定期間につきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

次に選定基準でございますけれども、八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2に基づきまして、(1)から(6)までの6項目を選定基準といたしました。

続きまして経過等でございます。平成21年9月1日に「広報はちおうじ」とホームページで募集を行いまして、1ページおめくりいただいて、アからエまでの4団体が応募いたしました。その後、資格審査、一次選考、二次選考により選考を行いました。二次選考が選定委員会でございます。まず一次選考では、八王子市姫木平自然の家指定管理者の選考に関する実施要綱第2条で、応募者数が3社を超えるときは、二次選考の対象者を3社に選考すると定められておりまして、4社から3社に選考いたしました。その後、11月16日に3社を1社に選考する選定委員会を開催いたしました。選定委員会は、八王子市姫木平自然の家指定管理者選定委員会設置要綱に基づきまして、学識経験1名、子ども団体指導者1名、小学校校長1名、中学校校長1名、関係所管の部長3名の委員で組織しております。選定委員会では、1団体15分間のプレゼンテーション、そして15分間の質疑応答を行い、選考いたしました。

6番の評価結果のところ、選定委員会で決定いたしました結果でございます。選定基準といたしまして、アからカまでの6つの基準と、一番下のところで、全体としてのバラ

ンスの項目を、事業計画書そしてプレゼンテーションの内容から採点いたしました。各委員の持ち点が100点、当日1名の欠席がございましたので、6名の委員で600点が満点となっております。なお、八王子市姫木平自然の家指定管理者の選考に関する実施要綱に基づき、選定の最低基準を平均の6割、当日は6名の委員のため、360点と定めております。

採点の結果、最高点の511点となったこと及び業務実績が豊富であり、ノウハウを蓄積した運営が期待できること、そして、設置目的を生かした特色ある提案がされていること、安全安心を提供できる体制が整えられていることなどから、選定委員会におきまして、株式会社長和町振興公社を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

御説明は以上でございます。

小田原委員長　　ということでございますが、ただいま生涯学習総務課から説明があった八王子市姫木平自然の家の指定管理者の指定について、何か御質問、御意見ございますか。  
はい、どうぞ。

水崎委員　　今現在の指定されている会社はどこか教えてほしいのが一つと、あと、この長和町振興公社の会社の設立はいつなのかというのが一つと、あと評価結果のところ、ウの「サービスの向上」の8、これが、A社は26点で、長和町の方が24点、この違いは特に影響がない程度なのか、あと14番の23点と22点、1点の違いですけども、こちら辺も特に大きな影響がないものなのか、そこを教えていただきたいと思います。

前田生涯学習総務課主査　　現在の指定管理を行っている会社は長和町の振興公社でございます。設立年月日につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、申しわけございません、後ほどお答えいたします。

それとあと、選定結果の中で得点が少ない部分が出てきているということなのですが、総合点での判断ということですので、それをカバーできるほかの部分での項目のものが、特徴があったということで選定したところでございます。

小田原委員長　　そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

水崎委員　　あと一つすみません。9番の事業計画書の概要の(2)のところ、「十分なサポートができる」と書いてありますけども、このサポートというのはどういうことなのかをちょっと具体的に教えていただきたいのと、今までと同様なのか、それともさらにまたサポートができますよ、とこう言われているのか、ちょっとそのところ教えてください。



桑原生涯学習総務課長 地元ということもございまして、この会社は地元役場とも関連する。資本金の関係ですとかそういうのがありまして、そういう地元の公的な施設の応援がまず期待できる。それからもう一つ、安心安全という意味では、突発的な病気ですとか、こういうものに対して医療機関とのある程度の時間的な早さで対応できるというようなことも含めまして、そういうメリットがあるということでございます。

水崎委員 今までと同様十分なサポートがさらにできる、引き続きできると。

桑原生涯学習総務課長 基本的には今までと同様でございますけど、さらにそういうところは、この契約の際に、もうちょっと充実したものにしてくれということは要望していると考えています。

前田生涯学習総務課主査 先ほどの長和町振興公社の設立年月日でございますけれども、平成12年の4月に株式会社長和町振興公社として設立しているところでございます。

小田原委員長 そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

和田委員 この会社は、公的な支援とかそういうものというのは一切、町の方からとか、そういうものはない。通常の株式会社という考え方でいいのですか。

桑原生涯学習総務課長 株式の98%の出資は町がしております。それから、残り2%は、商工会議所というふうに伺っています。

和田委員 じゃ、町の方でもそういう管理ができています会社なのですね。

桑原生涯学習総務課長 そうです。

和田委員 町の方の管理はできているのですか。

桑原生涯学習総務課長 はい。管理といいますか、町の方からの支援という意味では。そういう意味での管理です。

小田原委員長 株式会社に町の管理なんかないだろう。ほかの会社と比較すると、点の開きがかなりある。実際には微々たるものだけれども、積み重ねるとこれだけの差ができるということなのですね。だから、さっき水崎委員の御指摘にもあった点数の低いところ、27点とか26点というのはかなり安心できるという、そういうことだろうけれども、資源の有効活用と、それから利用者からの苦情処理の体制、その2つが低いわけですね。その点、何で低くなったのかということと、それから、資源活用といたって、何のことを言っているのかわからないけれども、先ほどの生涯学習総務課長のお話のように、病院との連携ができる。病院なんかあの近くにあるわけないのですね。だから、そういうのはあまり期待ができないのだろうけれども、苦情処理みたいなことというのは、体制の問題

というよりは、苦情処理は今までどういうのがあって、それが改善されているのかどうかという、そういう問題になるのではないかと思うのですが、いかがですか。

桑原生涯学習総務課長　　まず医療機関の問題ですけど、向こうのプレゼンテーションの中でも、諏訪病院とのという話も出ていましたし、当然、町ですから、小さな医院もあると思うのです。個人経営の。そういうところとの連携もという話が一つございます。

小田原委員長　　これまでに、建物がああいう建物なのだから、苦情がないわけではないだろうと思いますけれども、特に管理運営の方についての苦情処理みたいなのがあって、それについてどう対応されていたのかいなかったのか。22点というのが、比較的、ほかの方の点数からいえば低いのはなぜなのかという、そういうことになるのですけどね。

桑原生涯学習総務課長　　アンケートを実は毎年とっているわけなのですが、確かに建物が老朽化だとか、そういう面での苦情もありまして、そういう対応ですとか、食べ物ですとかの対応が、このアンケートの結果では、大変よいですとか、普通だとかいうご指摘が多いのですが、そういう苦情処理は、こちらの方までは、そういう意味では、例えば指定管理者云々の苦情というのは、私は今までは受けてはいない。まだ記憶がないのですね。ですから、そういう意味では、ある程度指定管理者としての責任を果たしているかなというふうには思われます。

小田原委員長　　質問の仕方が悪かったと思うのだけれども、苦情処理の体制がとれているかどうかというので22点と低いわけですね。これ、6人でしたっけ、選定委員が。1人5点の配点ですよ。そうすると、普通ないし4という点数ですよ。そのほかのところは、28点とかいうのは、5が多くて、4が2人ぐらいいただけの話なのです。そうならなかったのは何ででしょうということなのです。

前田生涯学習総務課主査　　選定委員会の中の委員さんがつけた点というところがございませうけれども、多分、プレゼンテーションの中で、ほかの高い項目をつけているところは、より具体的な説明で、説得力のある説明があった項目になっているのではないかなと思います。ここは、ほかのA社、B社も、同じように22、22、21ということで、若干ほかのところより、見ますと低い点数が並んでいるのですけれども、やはりその辺で、具体的なアピールが少し足らなかったのかなというふうに考えております。

小田原委員長　　皆さん、行ってみたことあるでしょう。管理体制というのは十分だと思いますか。

桑原生涯学習総務課長　　私も年に2回ぐらいは行くのですが、やっぱり、お客さんの多い

ときと少ないときの体制は、柔軟性を持たせて、減らしたり増やしたりということはやっていることも確認をしていますし。

小田原委員長 それは従業員の話でしょう。管理体制は十分だというふうに思いますか。

桑原生涯学習総務課長 人の数ではなくて、管理の体制という意味ですか。お客さんがいるときは、常に支配人が常駐している。

小田原委員長 だから、それだけでしょう。まあ、いいですけど。そのほかいかがですか。

特にないようでございますので、お諮りいたしますが、第40号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第40号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

なお、これは調製依頼ですから、議会の方へかけていくということですね。よろしくお願いたします。

小田原委員長 では、引き続きまして協議事項になります。

八王子市ゆめおり教育プラン（骨子案）についてを議題に供します。

本件について、教育総務課から御説明願います。

穂坂教育総務課長 それでは、「ゆめおり教育プラン」につきまして説明をさせていただきます。

現在策定を進めております八王子市教育振興基本計画「ゆめおり教育プラン」について、骨子案が策定されましたので、協議に付させていただきます。資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、1の策定の目的でございますけれども、市の基本計画であります「八王子ゆめおりプラン」と教育委員会が定めました教育目標をもとに、教育施策を総合的かつ計画的に推進するために、明確で具体的な計画を策定いたしまして、八王子市の教育振興基本計画として位置づけるものでございます。

2の経過でございますけれども、昨年の7月に、教育委員会におきまして策定方針について決定をしていただきまして、20年12月に策定委員会を設置しまして、21年1月より11回の策定委員会を重ねて骨子案を作成しております。

3、骨子案の内容ですけれども、これは後ほど説明させていただきますので、4番の今後

の予定でございますけれども、本日の教育定例会で協議後、12月8日の文教経済委員会で報告をいたします。12月15日から、骨子案の公表とともにパブリックコメントを約1カ月行いまして、いただいた意見等を踏まえまして、原案の決定について、来年の2月に教育委員会定例会で決定し、経営会議、文教経済委員会で報告していきたいと考えております。

それでは、骨子案の内容につきまして、別冊の方を御覧いただければと思います。別冊の「ゆめおり教育プラン（骨子案）」を御覧ください。

1ページに「ゆめおり教育プラン」についての策定の経緯を述べ、計画の位置づけについては、「八王子ゆめおりプラン」の個別計画として、平成22年度を初年度として、今後10年間を通じて目指す八王子の教育の姿と、それを達成するための施策展開の方向性を示し、今後3年間から5年間で取り組むべき施策を具体的に示すものと位置づけております。

今後の動向については、計画期間中において、さまざまな変化に応じて見直しもしていくことや、他の計画とも連携・調整を図っていくこととしております。

次の2ページでは、今後10年間を通じて目指す八王子市の教育の姿、施策の展開の方向について記載をしております。ここでは、教育委員会の教育目標、基本方針、そして本市の基本計画を念頭に、国の動向や今後10年間の社会情勢などを踏まえ、学校・家庭・地域という3つの切り口で、現在の状況、課題を述べ、これらを念頭に「ゆめおり教育プラン」を策定しますという流れを矢印で示させていただいております。

そして、八王子市教育振興基本計画「ゆめおり教育プラン」は、今後10年間を通じて目指す教育の姿を4点に絞り述べております。1点目、子どもたちの「生きる力」をはぐくむ、2点目、学校の教育力の向上と特色ある学校づくり、3点目、学校、家庭、地域との連携の強化、4点目、主体的に学び自己を高める生涯学習社会の形成を掲げております。これらを具現化するために6つの施策展開の方向を示し、さらにそれにぶら下がる16の基本施策、39の具体的施策を定めました。

次のページを御覧ください。今申し上げました6つの施策展開の方向と、それにぶら下がる基本施策を簡単に説明しております。施策展開の方向 1 では、子どもたちの「生きる力」を高める、方向 2 では、特色ある学校づくりを推進する、方向 3 では、学校の経営力・教職員の力を高める、方向 4 では、学校・家庭・地域との協働により社会全体の教育力を高める、方向 5 では、子どもたちの学びを支える教育環境を整備する、方向 6 では、

豊かな心を育む生涯学習を推進するとしております。

次の5ページを御覧ください。ここでは、今申し上げたものの施策の体系図になっております。左側から、教育目標、基本方針を置き、次に、今お話ししました6つの施策展開の方向を掲載し、その施策展開の方向に基本施策を、そして具体的施策を掲載してございます。具体的施策の番号に菱形の印をつけているのが重点施策で、全部で10の施策を定めました。具体的施策の1番「学力の向上に向けた取組」、2番の「豊かな心の育成」、6番の「情報教育の推進」、11番の「特別支援教育の充実」、14番の「小中一貫教育の推進」、18番「学校の自主性・自律性の確立」、21番「地域運営学校の推進」、24番「教育支援人材バンクの充実」、33番「学校の適正配置の推進」、34番「生涯学習の支援と学習機会の充実」、以上の10項目を重点施策と定めました。

次に、7ページ以降につきましては、今申し上げました10の重点施策について、現状や課題、今後の取り組み等を施策ごとに説明をしているところでございます。

最終ページに、別紙という形で策定委員会の委員名簿をつけてございます。策定委員につきましては、全部で14名で構成され、1番、2番の方が学識、3番から6番までの4番が小中校長、副校長、7番、8番の2名が公募市民、9番から14番までの6人が事務局職員となっております。

資料の説明については以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして御協議願いたいと思いますが、御質疑、御意見あわせていかがでしょうか。

まず、この学識経験者とか一般公募市民の方からは、これについて、御意見あるいは注文がついたというようなことは特にありませんでしたか。

穂坂教育総務課長 策定委員会の中で、今回この骨子というものをつくってまいりましたので、それぞれの意見を踏まえてこの中に盛り込んでいるということで御理解いただければと思いますけれども。

小田原委員長 まあ、そうなんだけど。それは当然なんだけど。いや、要するに、異論があって意見表記をするというようなことはなかったのか。意見併記がないから、なかったということなのだろうけれども、問題となってこういうふうなものもあったけれども、こういうことに落ちついたと言える部分というのがあれば。特になければいいです。

穂坂教育総務課長 策定委員会の中では、重点施策についていろいろな意見がございまし

た。その中で、それぞれ意見を集約しますと、かなりの数の重点施策が挙がってしまうということがあって、そこのところについてはある程度絞らせていただいたという経緯がございます。

それから、学校施設の整備の部分で、学校の耐震化というのは非常に重要だということの御意見もございました。その中では、耐震化は当然やっていくべきものであって、粛々と事業を進めていくのだということでは、重点施策からは外させてもらったというところがございます。あとは大体皆さんの意見を集約した中で、こういう形で落ちついたところですよ。

あと、重点施策については、施策の展開の方向が6ございまして、それぞれから1項目ずつは出していくというような形で重点施策を取り上げまして、その後4つの教育の内容の重要度のところで加えまして10というような形になったというふうな経緯がございます。

以上です。

水崎委員 策定委員会に意見を求めますということで3点あったと思うんですね。重点施策というのは、どれを重点にしたらいいかという意見を求めるというのは入っていませんけども、これはどうなのでしょう。

穂坂教育総務課長 今回の委員さんのおっしゃったことについては、2ページの下段のところに、「八王子市教育振興基本計画『ゆめおり教育プラン』」と枠が囲ってございますけれども、この3点、「今後10年間を通じてめざす八王子市の教育の姿」というところと、「今後10年間を通じてめざす6つの施策展開の方向」、それから、「今後3年から5年で取り組むべき具体的施策」、これが教育委員会の方から諮問をしたという部分だということに思っておりまして、こここのところである程度基本的なところを書かせていただいております。

水崎委員 重点施策は教育委員会で決めるのではなくて、やはり策定委員会の方で決められてしまうのですか。

新納教育総務課主査 確かに、策定委員会に意見を求めておりますのは、今申し上げました点と、あと現状の分析についてもお願いしているところなのですが、3年から5年間に取り組むべき具体的施策をより現実的にするものとして、直近5年間で取り組むべきものという位置づけで、あわせて重点施策について決め込んでいくという、より具体性、行動性とまでは申し上げられませんが、具体的な形でどれを重点にするのだという、そのめり

はりというか、明確にしていったというところでございます。ですから、3年から5年間で取り組むべき施策については39個出ておりますが、その中からさらに重点的にという位置づけで御意見をちょうだいしております。

水崎委員 それに関連して、2ページなのですが、2ページの真ん中のところで、「学校では」「家庭では」「地域では」と枠でくくってなっていると思うんですね。これは、意見を求めますというところの1、八王子市における教育をめぐる現在の状況及び課題に当たるのですか。それとも目指すということも含まれているのですか。

といいますのは、例えば学校というところを見ると、1行目「取り組んでいる」「推進している」「問題がある」、それで、次の行になると「望まれる」となっているんですね。だから、これが現状と課題になるのかどうなのか、ちょっとこのところは何が記されているのか教えてください。

新納教育総務課主査 はい、今委員のおっしゃられるとおり、八王子における教育をめぐる現状、現在の状況及び課題につきまして、学校・家庭・地域という、これは策定委員会の中でも、切り口といいますか、問題分析する方向としてこういったくりがいいという、そういう話し合いの中で、学校・家庭・地域という切り口から、その状況及び課題について分析し、それをここに箇条書きにしたところでございます。

小田原委員長 望まれるということは、現状と課題の課題になるのですよ。

水崎委員 具体的施策のところ、5ページですけど、一番上の1「学力向上にむけた取組」、その次は「豊かな心の育成」、これ、前に見せてもらったときは、1番は、義務教育の最低限保障、学力向上に向けた取組と2つに分かれていたと思うんですね。2番の、「豊かな心の育成」のところは、人権教育の推進、道徳教育の推進、健全育成の推進、この3つに分かれていたと思うのですけれども、豊かな心の育成と一つでまとめていいものなのか。まとめるのであれば、ほかのも、読書にしても豊かな心の育成の一部に入るのはないかとか、そういうことを考えてしまうと、こういうくり方ではなくて、最初に見せていただいた人権、道徳、健全育成、こうやって3つに分けた方がわかりやすくないかななんて私は思ってしまったのですけども、ここら辺は、策定委員会のお考えというのはどうだったのでしょうか。

新納教育総務課主査 確かに今水崎委員がおっしゃられるとおり、1番については2つ分かれておりました。ですけれども、重点項目を絞り込むという作業の中で、どれが重点かという、1番、子どもたちの「生きる力」を高めるという施策自体が重点でありますし、

こちらみんなすべてが重点だよということになりまして、先ほど各施策から一つずつ、バランスということもちょっと考えてしまったのですけれども、そういう中でいきますと、1番に丸が、丸というか重点がいっぱいついてしまったという、そういった状況もございました。

確かにこちらは、学力、心、知・徳・体の部分ですので、どれをとっても重要だという中で、豊かな心の部分につきましては、人権教育と道徳教育、健全育成という心の教育の部分が出ておりましたので、そちらをまとめて、こちらは施策として一つとし、かつ、その内容については、個別の事業、今回重点施策になっておりますので、そちらの中で説明をしていくという形をとるということで整理いたしました。

水崎委員　私は細かく分けておいた方がいいかなと思いましたが、この「主な取組」のところを見ていただいてもいいかなと思うのですけども、人権といったときに、八王子の基本方針には、偏見、差別をなくすということが書いてあるのですけども。人権といったときには、例えばいじめも入るし、虐待も入るし、例えば薬物乱用防止教育にしても、やはりこれからやっていかななくてはいけないといったときに、こうやって「豊かな心の育成」と大きく一つにくくってしまって大丈夫なのかな、もう少し具体的にやっていった方がいいのではないかなという気がしたのですね。

どれを重点にするかというのはちょっと別に置いておいても、具体的に施策として、偏見、差別だけではなくて、虐待もいじめも人権ということで入れていただきたいなというのと、あと薬物乱用防止教育、喫煙飲酒防止教育とか、そういうのは健全育成に入るかなと思ったときには、細かく分けておいた方が、取り組みとしては入れやすいのかなと思ったのです。ちょっと説明が下手かもしれないのですけども。

小田原委員長　大きく括っていて、こういう言い方になったのだらうと思いますけどね。豊かなという、ここだけそういう判断用語が入ってしまっているところにそういう問題が出てくるので、人権教育ではないね、人権尊重の心の育成とかなんとかといたら、今度は薬物とかなんとかが入らなくなってしまうから。

水崎委員　この前は健全育成の推進というのがあったのですね。

小田原委員長　健全育成というとちょっと違ってくるので、豊かな心というふうになってしまったのだらうと思いますよね。それは、水崎さんの要望を酌むとすると、そういう言い方からすると、社会性みたいになるのですか。社会性といったって不足するから、豊かな心というのは何ですかと言われたら、答えられない言い方になってしまっているのでは



ないかな。

水崎委員 一つで括るのであれば、括るでいいのですけども、そうしたら、いじめというのを是非どこかには入れていただきたいなど。

小田原委員長 いじめとかそういうのも入れたくないから、こうなっているのだと思いますよ。

由井学校教育部参事 人権教育全体計画という、2つ目の丸のところ、具体的なところがありますね。これが、いじめだとか、あるいは差別の問題だとか、そういうことも入ってきますので、そういう大きな括りの中に入れていくというふうにお考えいただければと思います。

それから、水崎委員おっしゃっているように、その下の伝統文化とか国際理解教育も、豊かな心にももちろんかかわってきますし、子どもですから、知・徳・体がみんな重なり合っている部分があると思うのです。何か教育活動をやること、知・徳・体に絡んでくるとは思うのですけども、主に豊かな心の部分に特に大きく関係してくるというので3つをまとめたのですね。人権と、それから道徳と、健全育成ですね。というイメージでつくり上げているというふうに思っていたいただければと思います。

石垣学校教育部長 例えば情報教育の推進なのですが、ある委員からは、とりたてて携帯の部分について、項目として載せた方がいいのではないかと、そういうような御意見もあったのですが、それは、情報教育の推進、こういう一つの括りの中に入れて表記をさせてほしいということで、こういう形で括っていった部分がありますから、いろいろな委員さんの部分の中で要望があって、それを入れると、10で収まらなくなって、15とか20になってしまうというふうになって、さっき新納主査の方からお話させていただきましたけれども、一定程度、10ぐらいがいいだろうと。6つの施策がありますから、そこから一つずつ、それで、あとバランスの部分で2個出るところもあるだろうということの中で、10個で大体収めていくということの中で、ここの具体的施策のところをまとめたりして、操作をしたという部分があるのです。

ですから、水崎委員さんの方のお話も私らはわかるのですけれども、それをやると数がどんどん増えていってしまうという状況が出てきてしまうので、こういう形で括らせていただいたということなのですね。

水崎委員 10で決める必要はあるのですかね。例えば多いということは、それだけやるのが、重点を置かなければいけないことが多いのだということで、それはそれで、多い

ことが悪いことでもないし、まとめることも悪いことではないですけど、決して、幾つで収めなくちゃという、そういう問題ではないのではないのかなと思うのですね。

八王子の子どもたちが、もちろん生涯教育も含めてですけど、考えたときには、数で合わすとか、ここから一つずつ持ってきたとか、そういったものではなくて、本当にどういう施策が必要なのだろう、重点を置くのだろう、そういう考え、先にそっちを考えて、結果的にいくつになったとやるものかなと。幾つだと最初にあってやっていくのではなくて、重要だよねとしたときに、ああ、これだけだったねとなるものなのかなと思ったときに、何か数だけで片づけられてしまっていいのかなと、ちょっと寂しい感じはするのですけど、どうなのでしょう。

小田原委員長 それは考え方の問題で。だから、どれが重要かというふうに、重要というのは何だという話になって、これ以外やりませんという話ではないので。ゴシック以外の部分は重要ではないのかといたら、重要です、そういう答えだと思いますよ。けども、キャッチフレーズとか、モットーとか、そういうものを持っていないと、我々というのは動かないじゃないですか。

水崎委員 私は実は、小学校1年生問題、小一プロブレムとかよく言われていますけど、それを重点を置いて考えていく必要があるのではないかなと思っていたのです。この前、御意見をと言われたときに、新納さんの方に、私は、小一プロブレムはどこかに含まれないのですかというお話はさせていただいたのですけども、保幼小となると、もちろん所管がと言われるかもしれませんが、小学校1年生となったときには学校教育部に入りますよね。小学校1年生をどのようにしていくか、それが9年間を見たときに大事かなと思いますので、私は、小一問題というのはやはりきちっと入れていただきたいな、わかるように入れていただきたいなという気がするのですけど、皆さんはいかがでしょう。

小田原委員長 その考え方なのですよ。水崎さんのような考え方で私が物を言うとしたら、一番大事なのは何かといたら、教育目標の前に、前からいつも言っている話なのだけれども、生涯学習社会の確立なのです。そういう中で、小一プロブレムというのは、その入り口の部分になるので、そうすると、こども家庭部と一緒に、幼保小一貫につなげていかなければいけない。プレスクールというようなことを考えていかなければいけないのですけれども、それは今回のこの中に入れるかといったら、僕は入れなくていいと思うのです。問題意識としては持っていていい話なのだろうけれども、教育として考えるのは小学校1年から。

小一プロブレムというのは、これは実際にあるのかどうかというのは僕はよくわからないけれども、その中で学校教育みたいに絞っていくとすれば、その先に一番最初に何があるかといったら校長ですよ。そういう言い方をしていくとね。だから、そんなことを言っていたら、また話がめちゃくちゃになってしまうし、考え方の問題としてずれていってしまうから、今までの「ゆめおりプラン」の中で我々が施策として展開してきたことを引き継いでいくとすると、こういう図表になっていくだろう。体系がね。その中に小一プロブレムを入れるか入れなかとといったら、どこに入るのですか、入れるとすれば。小中一貫教育の推進の中に入って行くのかな。だけど、それはまた別になっていくから、学校教育の充実とかそっちの方に入って行くのかな。

新納教育総務課主査　　今、小一プロブレムのお話がありました。このあたり、策定委員会の中でも出なかったお話ではないのですね。ただ、学校におけるそういった問題については、幼稚園、保育園から小学校1年生に上がる時だけの問題、いわゆる一般的な言葉として言われている小一プロブレムという問題にフォーカス、集中して問題を出すべきものなのか、それとも、通常の進級もあるわけですし、あと小学校から中学校へ上がる時の問題とかもある。

そういった部分について、小一プロブレムという言葉だけを出して問題にするというのはないのかなというところが一つあるのですけれども、その中で、10ページのところの小中一貫教育のところですけども、義務教育9年間を通じて、小中学校連携というか、教育をやっていく中で、この言葉がすべてをカバーするとは思いませんけれども、学校生活へのスムーズな適応ですとか、そういった表現をしているというところで、その中にも含まれる、小一プロブレムが含まれるというようなところで表現しているというところがございます。

水崎委員　　言葉は別に使ってもらわなくても構わないのです。こういう言葉を使えということを行っているのではなくて、小学校1年生、低学年、しっかりそこを押さえておかないと、後での影響はすごく大きいのですよ。私は自分でそういう実感を持っているのです。もしそれ間違えていたら、違うよと言っていただければ、私も考え方を換えようと思えますけども、指導室も、そこら辺は、現場の状況を把握されているのではないかなと思うのですけど、もし予算をつけてもらう必要があるのだったら、こういうところに載せておかないと、人的な予算、いろいろな面での予算、そういうこともあるのかなと思ったから、余計に私は無視してほしくないなと思ったのですけど。1年生でどううまく学級を運営す

るか。それは、先生の問題、家庭の問題、本人の問題、いろいろあるとは思いますが、1年生、2年生、3年生、そこら辺のところをしっかりと子どもたちにしておいてやらないと、そこでつまづいてしまったら、本当に後厳しいと思うのですよ。

石垣学校教育部長　　今のお話の中で、書いていないことが、言葉として出ていないことが予算としてつかない、あるいは事業としないということではないですから。これはほかの部分でも、需要が出れば、それはやらなければいけないし、ここに書いてある書いていない抜きにしてやっていかなければいけないのです。

ただ、ここに重点項目と書いた部分については、特に教育委員会としてはこのところを今後の中で展開して、重点項目としていく、その部分については、より以上に予算の要求をしていくのだ、そういう一つの根拠にするためにやっただけであって、実際には、この「主な取組」のところに書いていない項目もいっぱいありますけれども、こういう中にも全部含まれていくのだろうと思うし、そこでやらなければいけない取り組みとして出た部分については、これも予算の中できちっと要求をしていく。これは必ずやる話ですから、ここに載っていないからやらないのだとか、そういう話ではないということで御理解をいただきたいと思います。ですから、重点項目になかったものは、つかないものは、事業としてやっていかないのですよということではないですから。さっき委員長もお話しましたけども。

水崎委員　　私もそんなふうには理解しているわけではないですよ。

小田原委員長　　施策として、小学校1年が大事だから何をやるかというので、何か出てくるのに必要なのだというのがあれば、それは上げることになるわけです。小学校1年生が大事じゃないなんて思っている学校の先生は誰もいないと思うのですよ。だから、1年生の担任を誰にするかというのは悩んでいるわけです。

石川教育長　　教育支援人材バンクも重点施策の一つなのですよ。これやっぱり、教育活動を充実させるために、その条件を整えてやる。いわゆる小一プロブレムというのはそういうことですよ。集団生活になじまない子が、今まで幼保で自由に集団の中で遊んできた子どもたちが、今度は学校という中で、いわば管理をされるような、そういう状況の中でいろいろな問題を起こすわけですね。それに対して、そういう状況でも、できるだけ教育を充実させたい、教育活動をきちっとやらせたい、それを支援するのがこの人材バンクなのですよ。だから、この中で十分扱えるわけで、項目として挙げなくても私はいいと思っていますけども。

小田原委員長　もちろん、金があれば、1年生を2クラスにして、20人学級にするとか  
ということを進めていこうというふうには言えば言えるのですが、そういうようなことを  
考えていくふうにしてここに入れるかといったら、そこまではとても余裕がないと思いま  
すよね、今。

水崎委員　時間的に。お金ですか。

小田原委員長　いえいえ、時間的、いろいろな部分で。教員を採用するなんていうことは  
八王子では絶対できない状況だから。だから、そういう話は、今の教育長のようなお話の、  
そういう中で解決していこう。1年生の学級の、あるいは1年の教育が大事だ、だから、  
何をするかというのは、学校の個々の問題に任せていい話で、教育委員会の施策としてこ  
うだというのをやるものなのかという、その議論があれば、そういう話として出しても  
らう話だろうと思いますね。

水崎委員　施策という形になっていないと、ここには載せられないということですか。

小田原委員長　載せるべきものではない。それから、さっきの人権とかそんな話があった  
けど、いじめなんて言わなくたって、その問題はこの中に入っていますよということ、そ  
ういう提示の仕方なのだというふうに理解しないとけないのではないのでしょうかね。

由井学校教育部参事　小一プロブレムの話ですと、学力向上の中の少人数指導ですとかチ  
ームティーチングですね。あるいはアシスタントティーチャー。これは学力向上にかなり  
強い部分がありますけども、それから、先ほどあった教育支援人材バンク、それと、ここ  
でいうと、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実で、小学校1年生に入ってきたとき  
に特別支援の課題だとか、そういう問題がありますので、そういうところの支援だとか、  
そういうのを含めてという意味で、この中に具体的に入れていくということではなくて、  
そういうのを含めてやっていますよというふうに考えているということでございます。

小田原委員長　そういうふうに理解しようということだと思いますけどね。ただ、言っ  
ておかないと、忘れていてはないかというふうになるから、言っておいた方がいいと思  
います。言ったのに入っていないということであればね。

水崎委員　余り納得しないですけど、はい、わかりました。言っていることはわかります  
よ。でも、とてもそこは大きな問題なので。もちろん、お金がと言ってしまうと、八王子  
が本当にできるかと言われると、予定は未定になって……。

小田原委員長　やっている地域もあるわけですよ。だけど、そこまでやらなくてはいい  
のかというと、そこまでやらなくてもできる話だろうというふうに考えていいのではな

いですか。

水崎委員 八王子ではできるといえることですか。

小田原委員長 いやいや、この中でそういう問題も解決していこうと。この具体的施策の中に一つ取り上げて入れなければいけないのか、あるいは主な取組の中に入れるかといったら、それをもって何か取り組む、全体の学校で取り組むというふうなことを言わなければならない話ではないだろうというふうに考えていいのではないですか。

由井学校教育参事 水崎委員がおっしゃるような、小学校1年生を2分割するとか、あるいは、1人確実にアシスタントティーチャーみたいなものをつけるだとか、あるいは、中学校1年の中一問題ですね。中一ギャップ、それに関して何か対応するとか、そういう話も確かに出ましたけども、それをここに主な取組として二重丸をつけて打ち出すとまでは、議論の中では出てこなかった。

ですから、それをうまくいろいろなところで解決できるようにしていくということで、今言ったような人材バンク、人をちゃんとつけられるようにしましょうよだとか、そういう話は出てきたと思うのです。そういうものを含めて解決していきましょうという意味で、ここでは具体的に載せていない、でも、対策はあるというふうにお考えいただければと思うのです。

水崎委員 主な取組にも、それは、あえてそういう言葉を使っては入れないでということなのですね。

小田原委員長 性格が違って来るだろうと思いますね。「豊かな心の育成」というところが異質だから、そういう話が出てくるのだと思うのですよ。そこをちょっと消しておくと、下の部分にある伝統文化理解教育とか、国際理解教育とか、そういう個々具体の話として小一プロブレムの解消とかになるかといったら、それはならないのではないかな。

不登校みたいに、八王子市全体として考えなければいけないほどの問題になっていけば、また違って来るけれども。これははじめも同じですよ。差別も、みんなここに載せなければいけない言葉として出てくるかといったら、そうではないだろうということだと思いますね。

ほかにどうですか。具体的施策が10項目だというのはいいですよ。言い方がまずかったのではないですか。結果として10項目になりましたというふうに私は理解しているのだけどね。

和田委員 今のことについて、私自身の考え方を述べれば、重点施策の2のところの豊か

な心の育成というところについては、学校に中教審が答申を出したときに、豊かな心というのは何だろうということで、7項目ぐらい挙げているんですね。

その中身の部分のところに、要するに、しつけから始まって、生活習慣の定着なども含めながら書いているのですが、実はこのところを読んだときに、4行分ぐらい前に付いていますよね。主な取組の前のところに。この内容からすると、そのときに挙げたものの3行目のところにある美しいものや自然に感動するやわらかな感性というような部分の内容が、やっぱり欠けているのですよ。この内容の取り組みとしてはね。

だから、内容的に、人権とか、生活習慣とか、東京でいう心の東京革命みたいな、そういう、生活面だとか親の役割みたいなものを強調したような中身がかなりこの中に入っていて、その後半の方にある美しいものとか自然というようなものに関するものがこの取り組みの中にはちょっと弱いかなというのが、一つ私としては、先ほどの意見を聞いていて思いました。

それがほかのところの、伝統文化とか、その辺のところでは補えていくのであればいいのかなというふうに思ったわけなのですが、それで一方、この話が出たので、生涯学習の6番のところの施策展開の方向、この書き出しも「豊かな心を育む」で始まっていますよね。これでいいのかというのは、ちょっと私は気になっているところです。

というのは、ここでは教育の方向性を示しているわけなのですが、6番目にあるように、生涯学習というのは、社会教育のあり方というよりも、自ら学んでいくという学習の姿勢を示している、そういう内容になってくると思うのですね。そうすると、今挙げている重点施策の2番の豊かな心の育成と、6番にある生涯学習の頭書きのところのまくら言葉との違いは何なのか。これやっぱり、生涯学習であれば、学びとか、豊かな生き方とか、こういったものをまくら言葉にしていけないと、育むというのは誰かが育むことになるのですが、生涯学習のキーワードはやっぱり学んでいくということだ、自らが進んで学んでいくという考え方になってくるのではないかなというふうに思って、この違いをどういうふうに、この生涯学習の柱を立てたときに考えていらっしまったのかということがちょっと気になっているところなのですね。

あわせて繰り返し発言するとあれなのですが、生涯学習の話になってきたのですけれど、6番のところ、基本施策のところ、私はいつも思っていることがあるのですが、せっかく施策として、基本施策として表に出すのであれば、もうちょっと形容詞をつけられないのかなと。要するに、どういう生涯学習を推進したいのか、どういうスポーツ振興を

させたいのか、どういう文化の保存とか、そういうようなまくら言葉になるようなものがないのかということがちょっと気になって、非常にキーワードだけをぼんぼんと出していて、これは正直言って当たり前だろうというふうに思うわけですね。基本施策としてこれから打ち出していくわけですから、やはり、生涯学習の推進の中心となるような中身としてどんなことが考えられるのかというのはまくらに入れていかなければいけないのではないかなというふうに思っているのですね。

その上の5番もそうなのですが、学校施設の整備とか教育環境の整備というのも、これもお役所仕事の中の項目になっているだけであって、施策となってくると、やっぱり、こういうふうな施策をしていきたいといったときに、これでいいのか。この表現でいいのか。上の方はまだ、どういうことをしようとするかという説明や形容詞がついているので、ああ、こういう方向に行くのだなという考え方が生まれてくるのですが、見えてくるころであるのですが、そういう部分がちょっと見えないので、せっかくやるなら、主張するような、施策を主張するような表現にできないのかなというふうに思っているところなのです。

まず第1点として、生涯学習のまくら言葉は「豊かな心を育む」でいいのかというところはいかがでしょうか。

小田原委員長 生涯学習のところは、学校教育の立場で書いているのですね。だから、今の御指摘を受けて、ここはちょっと文言を変えていただきたいと思いますね。

それから、豊かな心は、これはどうですか。

桑原生涯学習総務課長 生涯学習の一つの、当然、和田委員さんがおっしゃるように、一人一人が学んで豊かな心をはぐくむ、豊かな人生を送ってもらうというのが基本ベースになっていますが、そういうことを受けて、八王子の「ゆめおりプラン」でもこの辺の言葉を使っているので、あえてそういうものを使ったということでございます。

ですから、教育の中にも、生涯学習が3条の中にも入ってきました、理念がですね。ただ、それは、小学校の9年間の部分をここに入れていくということもありますし、ただ、全体の中で、一生涯通じて学習しながら、豊かな心を一人一人がはぐくんでいくということもありますので、こういう言葉を入れたということもありますので、委員長の御指摘もありますので、もう一度その辺はちょっと考えてみます。

和田委員 重点施策の10番のところに書かれている文言は、まさに1、2行目はそういうふう書いてあるのにもかかわらず、ここでは「豊かな心」になっているので、それで



指摘しているのですよ。要するに、1行目、2行目のところには「学習や体験を通して自ら学び、知識を深めることを目的に」と書いてあるわけだから、そのことを考えたときには、このまくら言葉に出てくるのは、誰かがその子どもの心を育むということではなくて、自主的な学習態度を身につけさせるような活動なのだと重点施策に書いてあるから、その整合性も含めて申し上げているので、是非その辺のところは少し工夫した方がいいのではないかなというふうには思うのですよね。内容的にちょっと読書のところに偏っているような気がしますけどね。重点施策の10番のところは。

小田原委員長 重点施策が子どもたちの生涯学習なんだよな。皆さんの生涯学習の部分ではないじゃないですか。だから、そこは、ある意図があると見て読んでいるのだけれども、つまり、将来的に、あと10年の間に、教育で扱う生涯学習の部分はこの部分だろうと、多分ね。今やっている皆さんの部門は市長部局に行くだろうと読んでいると思うのですよ。10年のうちに。だから、こういうふうになったのだと。私の理解なのですけどね。そうでなければ、書き直すべきだということなんだよね。

桑原生涯学習総務課長 後ほど報告で、新生涯学習プランの素案も出ますけど、ここでは、今委員長がおっしゃるように、いわゆるもうちょっと広い生涯学習、いろいろな事業を入れた生涯学習のプランの素案にしていますが、いわゆる小学校9年間に、ある意味ではこの「ゆめおりプラン」で……。

小田原委員長 まだそんなこと言っているけど、それはもう言わなくていいことになるのですよ。9年間の部分で言うならこれでいいよ、これで。いいのだけでも、和田委員が言っているのは、そうではないだろうと言っているわけだから。

桑原生涯学習総務課長 ただ、もう一つのプランの方で、そのこの住み分けをしていると。

小田原委員長 それはまずいんじゃないの、それは。だから、そういうふうを考えるなら、私の変な読み方だというふうに理解していいわけですよ。生涯学習は別に考えるのだというのであれば、どうぞ勝手にやってください、教育とは分離しますよでいいですよ、私は。

榎本生涯学習スポーツ部長 決して分離ではなくて、教育基本法の改正の中で、学校と教育という絡みの中での改正まで、生涯学習というのはつながりもあるので、今回……。

小田原委員長 そういうのはわからん。教育基本法にあるからと申すって、今言っている文化、スポーツ、芸術の部分は市長部局に速やかに持っていくべきだというのは、この間の地方制度調査会だか何だっけ、分権委員会が言っているわけだから、そうなることはかなり近い時期にあり得るのではないですか。だから、基本法にあるからとかなんとか

ではなくて、今やっているものでいうならば、これは書きかえるべきなのですよ。

榎本生涯学習スポーツ部長 それは中身的に、今の施策展開の方向性の豊かな心、いつも学びということは通常あるのですが、それを踏まえて今回意見をいただいたので、またこの検討会がありますので、その中でまた修正なり対応を考えていきます。

石川教育長 生涯学習に水を差すのですが、豊かな心の育成の部分について、ちょっとやっぱり、確かにほかの項目と比べるとトーンが違うというか、違和感があるところですから、例えば自然や人間をいとおしむ心を育てるとか、友愛は今問題になっていますから、別の表現の方がいいと思いますけれども、そのほか、自然を慈しみ、生命を尊重するという態度を育てるといふ、そういうような表現であるといいのかなと。豊かな心という表現をどうしても使いたいのであれば、その左の基本施策の中にそのような言葉を盛り込んでおくと、よりわかりやすくなるかなと、そんな気がしますがね。

もう一つ。いずれにしても、教育基本法が変わり、その17条の中に教育振興基本計画ができたわけで、それは何のためにつくったかといったら、予算をとるための根拠としてこれを設けたわけですから、細かいところよりも、むしろ教育の中で、載せておかないと予算どりができないような内容は落ちていないかというあたりにちょっと焦点を当てていただくとありがたいのかなというふうに思いますけど。

小田原委員長 その意味では、学校施設設備のところは、当然のこととして粛々として進めていくという話だったのだけれども、和田委員の御指摘のあった表現ね、もうちょっと膨らませた、これこれのためにというので入れないと、粛々と進められなくなるかもしれない。

石垣学校教育部長 そのこのところは、例えば学校施設の整備ですけども、安心安全だと、そんな形容詞を入れるというのが妥当かなと思っております。

小田原委員長 和田さんの言ったところはいいですか。豊かな心のところの8ページのところ。8ページの説明、4行ではちょっと不足だと。

由井学校教育部参事 3行目にある美しいものや自然に感動する柔らかな感性という意味が欠けている、その部分は、この施策の中に、主な取組の中に入ってきていないというような御指摘だったと思うのですが、それに関しては、道徳教育ですとか、それから学校行事の自然体験活動だとか、特別活動ですね、そういうのもちょっと含めてもう一回検討して入れたいと思いますので。

以上です。

榎本生涯学習スポーツ部長　先ほど和田委員さんの方から御指摘のあった生涯学習の部分ですけど、まくら言葉、それと基本施策の関係でございますが、これからパブコメもありまして、市民の方からも意見もあると思いますし、策定委員会の中で、よりよい、わかりやすい形の中でつくっていきたいと考えております。

和田委員　まさにそのとおりだと思うのです。さっき予算の話が出てきたと思うんですけど、これから体験活動にかかる予算を国がかなりいろいろ配慮している部分もあって、そういう意味で、入れるとすれば、予算と結びつく内容としては、そういう体験活動の充実だとか、そういったものもやはり入れた方がいいのではないかと。旅行宿泊行事もそうですし、農村体験だとか、あるいはそういう宿泊を伴うような行事について、国はいろいろな省庁と連携をとりながら予算化を図っているのです、その辺のところも入れておけば、またつながっていくのではないかなと思います。

川上委員　一つ質問よろしいですか。今和田委員さんのおっしゃったのは、具体的施策。重点施策の豊かな心の育成ですか。

小田原委員長　主な取組の中に入れたいと思っています。

川上委員　主な取組の中に入れましょうと。それは、だから、豊かな心の方ですよ。先ほど生涯学習スポーツ部長がお答えになったのはこちらのことでしたよね。何か行き違っているようなところがあるように思います。

小田原委員長　生涯学習スポーツ部長のお話は……。

榎本生涯学習スポーツ部長　表現の仕方が余りこれはよくないという形の中で。

川上委員　わかりました。ですけど、体験を受けてこちらの方に移ったのだということを私たちがきちんとわかってからじゃないといけない。

小田原委員長　わかってもらえたと思う。

そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

水崎委員　例えば自己肯定感や有用感を高める教育、そういうような言葉を使って説明文に入れるという必要はないのでしょうか。施策は具体的でなくてはいけないとなれば、例えば3ページの今後10年間を通じて目指す施策展開の方向・基本施策の施策展開の方向、子どもたちの「生きる力」を高めるという、こういうところの文章で、自己肯定感を高めるような、そういう教育をというように感じのことは説明文に入れる必要はないのかなと思ったんですけど。

由井学校教育部参事　自己肯定感ということで、自分のよさを認めるとか、よさが認めら

れるとか、そういう教育ということですから、ここに、自ら自信を持ちとかというのもございますし、そういうのも含めて、あえてその自己肯定感とかという言葉に触れなくても、今までの教育の中で、子どもたちを認め励ましていくという教育は、これは基本的に進めているわけですから、学校現場で。というふうに考えて、この中では入れていません。

水崎委員　　ちょっと私よくわからないのですが、この「ゆめおり教育プラン」というのは、今現在やっている八王子の教育の施策とかそういったものを整理して、形にしたものなのですか。今までもやってくるわけではないですか、いろいろなことを。それをこういう形で体系的にまとめて出してきたのかなと、そのように見えるのですが、そういうのでよろしいのでしょうか。

小田原委員長　　そういう話になると困るのだけれど、最初に教育総務課長がお話したように、法律で教育振興基本計画をつくらなければいけない。これは国もつくった。県もつくらなければ、東京都もつくらなければいけない。それぞれの自治体がすべて教育振興基本計画をつくらなければいけないというふうになったわけですよ。それなんですよ。それは、今までのを引き継いで、これから10年間をこういうふうにしますよと言っているわけです。

水崎委員　　ただ、今後こういうことをやろうという新たなものというのは、これから含まれるのですか。今この段階では入れていなくていいということなののでしょうか。

小田原委員長　　だから、入れる必要があるものは入れてくださいと言っているわけです。さっきの1年生を20人学級にしましょうというのを言うのだったら、今言ってくださいということです。

水崎委員　　例えば主な取組、6ページですが、そこに「は今後の取組を含む」と書いてあるのですね。これは6つ入っていると思うのですよ。だから、ほかは、今後の取り組みというのは、どうなのですか。

小田原委員長　　だから、それはこれからいっぱい入ってきますよ。

水崎委員　　今現在のわかっている今後の取り組みという意味なのですか。

小田原委員長　　人によって、そんなの入っていなかったんじゃないかと後から言われると困るからね。

水崎委員　　もちろん、主な取組だから、全部が載っていないというのはわかるのですが、例えば部活動は、広域部活動とかこういうのもやっているけれども、特にそれはあえて入れなくてもいいんだ、そういうことなのですか。ここら辺の内容は皆さんで一応チェ

ックされて、これでいいだろうと判断されて載せていると読み取ってよろしいのですか。

小田原委員長　だから、心配であれば入れた方がいいですよ。一番最後の生涯学習のところに。

水崎委員　広域部活動は16番です。

石川教育長　でも、ここには外部指導員の配置というのが入っているから、それで十分間に合っているわけですよ。

水崎委員　それだったらいいんです。わかって入れていないというのであればいいのですが、例えば12番の登校支援、これも適応指導教室とか、そういう言葉も入っていないですけども。それはわかって入れていないということではよろしいのでしょうか。漏れているとかそういうことではない。

石川教育長　「など」とか何か入れておけば。これ、全部入らないから入れていないだけの話でしょう。主な取組ということで。

小田原委員長　この中になかったじゃないかということは言わないでいただきたいということですよ。将来。

水崎委員　それは、私はわかるけど、ほかの方は、一般の市民の方は、これを見たときに、どうでしょうか。これは教育関係者だけのものではないですよ。

小田原委員長　例えば教育の10年間の取り組みがこれだけの中に組み込めるかといったら、組み込めないでしょう。だから、これだからなんて言うと困るわけですよ。このほかに、普段毎日やっている事柄が全部この中に入っているというふうに考えていただきたいということですね。

石川教育長　ここで決めたら、ずっと10年間いくということではなくて、国の動きだとか、いろいろな動向を見ながら、内容は変わっていかざるを得ないのですよ。だから、少なくとも3年から5年、こういうこともそこでうたっているわけで、ここで決めたことがずっと今後10年間変わらないということではありませんので。とりあえず、予算要望する上で、最低限これだけのことは、関連する何か項目があれば、それを拠り所にして予算要望はできるわけですから、入っていないとまずいということなのですね。

水崎委員　基本施策と具体的施策に入っていないとまずいということですかね。例えば25番の具体的施策は「家庭教育との連携」。これでいいのですか。「家庭との連携」ではなくて「家庭教育との連携」、そういう文言で具体的施策になるのですか。「家庭教育との連携」って具体的な施策というのでしょうか。

小田原委員長　まあ、そうですね。家庭の教育、地域の教育、そういうふうにとらえているのだらうと思いますけどね。

新納教育総務課主査　「家庭教育」という言葉ですけれども、「家庭との連携」になりますと、教育基本施策というか、基本プランとしまして、それ以外の要因ですかね、どちらの施策なんだという意味がわからないのと、教育基本法の中にも、新しく家庭教育というような条文が追加になったということ、特色として、家庭教育ですとか地域との連携というのが今回新たに追加されたという部分もあり、その一つでございますので、「家庭教育との連携」という形で整理をしたいと考えております。

水崎委員　策定委員会の委員の構成を決めるときに、PTA联合会の方から、是非メンバーに入れていただけないかと事務局の方に連絡というか要望が入ったと思うのですね。そのときのお答えは、部会を設置して、その中で御意見をいただく予定でいますということだったのですが、今日もPTA联合会の方がいらっしゃっているのではないかと思いますけども、設置要綱に部会の設置という項目まで入れておきながら、部会が開かれなかった。それは何か理由があるのかというのを御説明だけしておいていただければと思います。

新納教育総務課主査　これ、部会の設置につきましては、誠に申しわけございません、設置するだけの事務局として準備が整わなかったということでございます。要綱には、できる規定という言葉で逃げてはいけないのですけれども、設置することができるという形になっておりますし、また、先ほどの委員の中で、構成メンバー、市民の代表という方々のある委員も、中学校のPTAのお話ですというのは積極的に御説明いただいて、ある意味、中P連等の意見というものも反映させていただいている。全部ではないかと思えます。いらっしゃればいらっしゃただけで、多数の御意見もちょうだいできたかとは思いますが、事務局として部会の方の設置がちょっとできなかったということで、誠に申しわけなく思っております。

水崎委員　結果論になってしまうのですが、これからパブリックコメントをいただくとするのですね。そのときには、是非、パブリックコメントに対してしっかり受けとめていただいて、形だけではなくて、やはり、検討するものは再検討ということで、しっかりそういう声は受けとめて、織り込む必要があれば中に織り込んでいただくなり、変える必要があるなら変えていくなり、そこら辺はよろしく願いたいと思います。

小田原委員長　そのほかいかがですか。

特にないようでございますので、今たくさんの御意見が出されましたので、それを踏まえてさらに御検討いただき、成案をまた議案として御提出願いたいというふうに思います。

水崎委員 すみません、ちょっと言うの忘れて。22番の「学校問題解決への支援」、ここは、主な取組が学校サポートチームの設置となっているのですが、例えば保護者対応とか、そういったことは、学校問題解決への支援に入っているのでしょうか。

新納教育総務課主査 保護者対応ですか。

水崎委員 例えば苦情対応というのでしょうかね。

新納教育総務課主査 こちらは、今、学校サポートチームの設置となっておりますのは、全中学校に既に設置している問題行動等に対応するチームのことですので、家庭からの苦情とか、そういうお話でよろしいのですか。

水崎委員 前回のときは、主な取組で入っていたのじゃないかなと思ったもので、それをあえて抜いたのは、何か理由があったのかなと思ったのですけど。

小田原委員長 それも前の話と同じで、あえて入れる内容と考えないということではないのですか。

水崎委員 すべて含めた学校問題の解決支援ということで、総称というのですか、すべて含まれているととるのですか。

小田原委員長 例えばいじめが入っていないという話があったのだけでも、いじめというのは、いつでもどこでもあり得るという認識を持っているわけですよ。保護者対応もいろいろあるわけけれども、だからといって、入れなければいけないかということ、そうではなくて、それはそれぞれ対応しなければいけないわけなのけれども、それを想定して、大変になるからというので、ここに入れるかどうかという、そういう判断ではないかなと思いますけどね。

由井学校教育部参事 学校問題解決への支援ということでは、ほかにも、弁護士のことだとか、そういうのがあるのですけど、ただ、項目が、左側の(2)のところ、学校・家庭・地域との連携・協力による仕組みづくりということであると、学校サポートチームで、地域の方等が入っていただいて、関係機関とか、学校問題を解決するという、そういう意味合いで入れてあるのですね。

議論の中で出てきたのは、地域運営学校が学校問題に関して窓口になって、地域運営学校の窓口をつくって解決するような、そういうシステムをという話がありましたけども、それは、地域運営学校の推進だとか、そういう中身で考えていけばいいということで、あ

えてここには載せなかったということでございます。

小田原委員長 弁護士をどうするかというような話も当然あるけれども、入れるか入れないかという判断だと思いますけどね。

水崎委員 私は細かい話をしてしまっているのだろうなというのはよくわかるのです。ただ、一般市民から見たときに、やはり、具体的にどういうことをやるのかな、やっているのかなと、そこが、一般市民は知りたいのではないかと。関係者の方は皆さん、こういうことをやっている、ああいうことをやっているというのはわかるのかもしれないですけども、一般市民から見たときに、果たして教育委員会はどういうことをやっているのかなとしたときに、具体的なものがしっかり出されていた方が理解はしやすいのかな、協力するときも、やはり知っていた方がしやすいのかななんて思ったもので、私なんかは少し細かいところまで聞いてみたいなという気がしたのですよね。

そこら辺が、事務局の作り方と、私の知りたいところとの違いもあるのかもしれないですけども、自分が作ったらこういうのを作りたいなんて思っていたものと余りにも違ったもので、少しいろいろ御質問はさせていただいたのですが、ただ、これは、教育総務課が中心になっているけれども、指導室も、施設整備課も、学事課も、すべてほぼこの骨子案で皆さんは納得されているということで受け取ってよろしいのですか。

穂坂教育総務課長 これは、学校教育部、それから生涯学習スポーツ部、それぞれ所管すべて、みんなで取り組んでおりますので、それぞれで皆さんの各所管の意見も踏まえて、今回こういう形で作らせていただいております。もちろん、それを策定委員会に返して、その中で議論していただいて、こういう形で作らせていただいておりますので、当然、学校教育部、生涯学習スポーツ部とも、みんなの意見を踏まえた上で作らせていただいております。

小田原委員長 よろしいですか。

新納教育総務課主査 今後なのですけれども、今回、骨子案という形でパブリックコメントいたします。最終的には、これに、骨に肉をつけた形で「ゆめおり教育プラン」の方を作りまして、そちらの方を1月、2月あたりで、あたりでというのは大変失礼なのですが、お示ししていきたいと考えてございます。

小田原委員長 はい、どうぞ。

水崎委員 このまま出すのであれば、文中の文言をもう一回見ていただきたいなと思います。「子ども」が平仮名だったり漢字だったりとか、例えば生きる力を高めるでいいのか、



育くむのか、そこら辺も混ざっていました。それとあと、「目指す」も平仮名だったり、策定委員会に意見を求める事項は、今後3年から5年に取り組むとなっていましたけど、ここでは今後3年から5年で取り組むとなっています。こういうところが細かいところで幾つかありましたので、やはりそこら辺は、もう一回、目を変えてしっかり見ていただいて、きちっと提出の方をお願いしたいと思います。

新納教育総務課主査 はい、かしこまりました。

小田原委員長 細かいところはまだいろいろ議論あるところでしょうけれども、それを含めて、体言どめにするのか、動詞にするのか、統一性とかはお任せしますので、水崎さんからは、しっかり目を見開いてと言われてますから、相当いろいろあることを踏まえて、是非点検をお願いしたいと思います。

今、新納主査からお話がありましたように、時間が迫っている中でのタイトなお仕事だと思いますけれども、皆さん精力的に取り組んでいただいていますので、引き続きよろしくお願いしたいというふうに思います。あと細かいことがあったら、事務局の方にお知らせいただきたい。

水崎委員 八王子ゆめおりプランの個別計画体系図のこういったところに位置づけるかというの、最終的にまた出していただければと思いますので、よろしくお願いします。図で示すように最終的になると思うのですよね。それもまた示していただければと思います。

小田原委員長 以上で協議を終わりました、続いて報告事項となります。

教育総務課から順次御報告願います。

穂坂教育総務課長 それでは、開かれた教育委員会の取り組みにつきまして、過日行われました開かれた教育委員会の取り組みにつきまして、その結果を報告をさせていただきます。報告については、後藤主査の方から報告させていただきます。

後藤教育総務課主査 開かれた教育委員会の取り組みの実施結果について御報告させていただきます。

より多くの市民に傍聴していただきまして、教育委員会の取り組みをより深く知ってもらおう。また、市民と教育委員との意見交換を通して教育委員会の理解を得るとともに、市民の生の声を聞きまして、今後の施策に生かしていこうということで、平成21年11月4日水曜日に、生涯学習センター（クリエイトホール）の5階ホールで、教育委員会定例会と市民と教育委員との意見交換会を実施いたしました。

意見交換会におきましては、「信頼される学校をめざして～地域運営学校～」をテーマに、前半は、玉川大学教職大学院、小松郁夫教授を講師に迎えまして基調講演、後半につきましては、小松教授をコーディネーターに、教育長を除く教育委員の方と公募市民のパネリストの2名とでパネルディスカッションを行いました。

入場者でございますけれども、教育定例会が32名の傍聴者がおりました。意見交換会については130名の方が入場しております。資料の方には掲載してございませんけれども、その130名の内訳でございますけれども、保護者が17名、校長、副校長が15名、青少対、民生委員の方々、子ども関係団体が12名、市の職員が42名、その他が19名、あとは、アンケートの方が回収できなかった方が25名おりました。

意見交換会での主な意見の方は、資料の7番として掲載してございますけれども、学校運営協議会に対する期待であるとか、あとは教師に対する意見、あとは学校、行政に対する意見等が意見交換されたというようなところでございます。

当日アンケートを皆様をお願いしておまして、回収できた部分、63名の方から回収できたのですが、その中で、今回の教育定例会と意見交換会はよかったという評価が13名、まあまあよかったが23名ということで、70%を超える方が評価をしていただいた。逆に、余りよくなかった方が5名、よくなかったが1名いらっしゃいました。このよくなかった方の理由としては、テーマがありながら不明なことが多く、方向性が見えなかったというような自由記載欄に意見等がございました。

アンケートをいただいた自由記載欄の意見は、昨年度より有意義であった、今後も継続してほしい、教育委員の方の率直な意見を聞けてよかった、もっとテーマに絞って話をすべきであった、意見交換の時間が短かったなどですね。今回の取り組み、あとは行政、教育委員に対する意見等があったところでございます。

あと会場からの意見をお受けしたのですが、一部、時間の関係でお答えできなかったものがございました。その部分につきましては、今後、ホームページ等でお答えしていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課の報告は以上ですが、何か御質問、御意見ございませんか。

水崎委員 2回目に当たるのですが、来年もまた教育委員と市民とのというのを第3回としてやる予定でいらっしゃるのでしょうか。どうなのでしょう。

穂坂教育総務課長 開かれた教育委員会の取り組みとして、来年度もまた実施していきたい

いというふうに思っています。

水崎委員 教育委員と市民とやるのも一つかなとは思いますが、実際に事務の運びというのは事務局の方がほとんどやってくださって、最終的に教育委員は決定とかしていくのだと思うのですが、例えば教育委員会の事務方、教育長さんと事務局の部課長さんとか、そういう方たちと意見交換をするとか、そういうようなことというのは、市民は結構聞いてみたいのではないかなと思いますけど、そんな必要はないのでしょうか。

小田原委員長 それだと教育委員は要らないということになりますから。それはいいですよ。私はそういう考え方もありますから。水崎さんがそういうふうに言うのはまずいのではないですか。旧教育委員会法と違うから、そういうふうに受け取られる部分というのはありますけれどもね。我々が教育委員としてやっているというのは、レーマンコントロールというのが非常に大きいのですよ。その機能を果たしていないから、今のような話になっている。要するに、私たちと皆さんとのやりとりというふうに考えてしまっているから、そうなる。この場でやっているわけですから、それは皆様が事務をやっているわけだから。

ただ、我々はそんな、そんなと言ってはいけませんけれども、市民の意向を十分把握して、ここにいるはずなのです。けれども、それではなかなか信頼も納得も得られないから、開かれた教育委員会にしていかなければいけないというのは、私が就任したときから言っているわけですよ、それで始まったわけですが、ただ、これは、今の事務局のお話のように、膨大な仕事量になるわけですから、なかなか何回もできないというのが実際ですよ。事務局の皆さんは広報広聴をやっているわけですよ、事務局として。そんなのはしょっちゅうやっている話だと私は理解していますよ。

水崎委員 例えばほかの県で、教育長さんと市民とのミーティングみたいなものもやっているとところがあるのですよね。それも、例えば八王子だと……。

小田原委員長 それは、教育委員会が形骸化しているところですよ。教育長が副市長とか副区長というような立場に立っているから、そういうふうになっているわけです。

水崎委員 そこはよく調べてみます、もう一度。要するに、やってもいいのですが、ただ、いろいろ変えるのもおもしろいかなというか、いいのかなと思ったもので。

小田原委員長 水崎さんが言っている皆さんと市民とがやった方がいいというのは、そんなのは皆さんしょっちゅうやっている話だと。そうでなければ、取り組まなければいけない話だと思いますよ。それは、パブリックコメントとは別に、そういうのではなくて、皆

さんはいつでも市民の声を聞いているはずですよ。そうでなかったら、役所は昔の役所になってしまうのではないですか。皆さんの話を私がとっている部分があれば、皆さんの方で何か話し合っているんですけど、よろしいですか。

そのほかよろしいですか。

水崎委員　　最後、質問に答える時間がなかったと思うのですよね。質問を受けるのであれば、答えるところまでの時間をきちっと見込んでやった方がいいのではないかと。もし、最初から聞くだけにしておこうというのであれば、御意見だけを寄せてくださいという場にした方がいいと思いますし、そこら辺は、設定するときにきちっとしておいた方がいいのではないかなと思います。

もし質問を聞いて、それを膨らまそうというのであれば、事前に質問を受け付けておくというのも一つの方法かもしれないかなと思いますけど、そこら辺は今後のことになると思うのですけども、時間の配分というのも考えておいた方がいいのかなというのが一つと、あと開催時期が、やはりこれは11月が一番適しているのでしょうか。例えば夏休みとか、そういうときに開くなんていったら、もうちょっと市民の方も参加しやすいのかな、どうなのかなと思ったりもしたのですけど。学校も、11月は結構行事もあるなんておっしゃっているのですけど、もちろん、じゃ、どれがといたら、全員にいい日なんていうのはもちろんないのですけども、ちょっとどうかかなと思ったのです。

ただ、資料は、私から個人的にお願いしたのも含めてちゃんと用意していただいたのは、ありがとうございました。

小田原委員長　　前半の部分は、コーディネーターを小松さんをお願いしている話だから、何とも言えないわけですけどね。ああいう展開になるとは私も思っていなかったのですよ。時間になったので、質問を受けて、さらに時間を延長してやるのかなと思っていたら、そうではなくて終わってしまった。皆さんもそうだと思うのですけどね。ただ、小松さんとしては、皆さんからお話を十分聞けなかったから、せめて質問とか意見とかだけでも伺っておきましょうという、そういう配慮だったというふうに思います。

それから、後半については、時期は何とも言えない、いつがいいかというのはいえないと思うのですが、あっちを立てれば、こっちが立たないというような話になりますので。じゃ、1回ではなくて、2回とか3回というふうに考えましょうという話になるけれども、先ほどのように、まあちょっと作業量が多くなるし、皆さんが移動しなければいけないというのは大変な労力。むだなんて言うと怒られるけれども、40人が何時間分、倍かかる

わけですから、その時間を考えると、やっぱりここでというふうになるかもしれませんね。

穂坂教育総務課長　今委員長がおっしゃったとおりで、当日の進行については、ある程度の骨組みというのでしょうか、そういうスケジュールは考えていたのですけれども、実際にやってみると、いろいろな御意見があって、時間がやっぱりどうしても押してしまったということだと思います。その中で、コーディネーターの方が会場の意見を聞いていただいたと思うのです。その部分について十分にお答えし切れなかったということで、それについては、ホームページ等で、その部分については掲載をして、きちんとした形で答えていきたいというふうには思います。

あと、時期については、またちょっと相談させていただきたいと思いますし、会場の都合もありますので、その辺のところも踏まえながら、また御相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

小田原委員長　これからもパネルディスカッションとかいろいろ予定されると思いますけれども、時間のことを考えたら、パネラーは少ない方がいいのですよ。4人いて、2人いて、コーディネーターがいるという話になると、時間がなくなるのは目に見えているわけですから、時間が制限されているときには、できるだけ少ないパネラーを用意するということだと思います。

穂坂教育総務課長　はい。

小田原委員長　ということで、よろしゅうございますか。

では、次の報告に入ります。次は、学事課から報告願います。

小松学校教育部主幹　それでは、中学校給食アンケート調査の結果につきまして、御報告をいたします。

1番、実施概要でございますが、対象者、生徒、対象者数1万3,666名、提出者1万2,634名、回収率92.4%、調査期間21年7月2日から7月10日であります。保護者、1万3,666名の保護者5,089名、回収率につきましては、中学生が複数人いる家庭もありますので、ここでは算出しておりません。調査期間21年7月8日から7月17日。教職員930名、7月1日現在の現員数であります。提出者257名、回収率27.6%であります。調査期間につきましては、そこにお示ししているとおりであります。

2番、アンケート結果及び分析であります。別紙を御参照いただきたいと思います。

3番、課題でございますが、まず1点目でございます。本分析結果といたしまして、生

徒、保護者及び教職員に学校給食法に基づく本市の中学校給食についてさらに周知する必要がある。2点目、学校と教育委員会の協力体制を整える必要がある。3点目、本市の中学校給食と生徒、保護者の要望（給食の内容、利便性、提供方法等）に隔たりがある。

4番、対策であります。まず1点目、弁当形式での提供、冷却・保冷による温度管理等の制約の中で、おいしく食べていただける給食の提供を目指し、味や見ばえ、献立の組み合わせ、調理方法等について今後も研究し、毎月の献立作成に活かしていく。2番、複数月の給食を申し込める等、要望事項は随時検討を重ね改善していく。3番、毎月の給食献立表・食育だよりは、生徒や家庭で読んでいただけるよう、掲載内容の充実を図り、引き続き全員に配付する。4番、給食時間中に栄養士等が教室訪問を行い、生徒との交流の中で実態を把握し、また生徒の給食に対する理解を深めていく。5番、学校、中学校、PTA連合会等の協力を得て、給食試食会や意見交換会を開催し、保護者の中学校給食に対する理解を深めていく。6番、校長会、副校長会等への説明をさらに行い、学校の理解を深め、協力体制を見直しながら協力依頼を行っていく。7番、給食担当教員等との意見交流を通して連携を深め、食育を推進していく体制を整える。

小田原委員長 学事課の報告は終わりました。

本件について、何か御質問、御意見ございませんか。はい、どうぞ。

水崎委員 ちょっと一つ教えてほしいのですが、4の「対策」の(3)の食育だよりというのは、これは、すみません、ちょっとわからないのですが、学校が出しているものなのか、どういうものなのでしょう。

小松学校教育部主幹 これにつきましては、本市栄養士が作成をいたしまして、配付を、学校を経由いたしまして行っているものであります。

水崎委員 ホームページには載らないのですね。

小松学校教育部主幹 ホームページには載りませんが、そのかわりに、料金収納システムの注文するカレンダーがございます。そちらの方にまた別のシステムで掲載をさせていただいております。それともう一つ、献立表も、毎月、栄養士が作成したのも配付しております。

水崎委員 ホームページの献立表のところを見ても載っていなかったのですが、あれ、普通に開いて見られますか。

小松学校教育部主幹 それにつきましては、利用者登録をされた方ということで、IDとパスワードの配付がございます。その上での話でございます。

水崎委員 はい、わかりました。別にパスワードを登録していない人が見たっていいですよ。一般市民だって知っていていいと思うので、もし変えられるものだったら、どなたでも見れるようなところに動かしてもらえますか。

小松学校教育部主幹 そのように前向きに検討していきたいと思っております。

小田原委員長 課題がよくわからないのだけど。1番は、前にも言っているから、こんなのは考えなくていい。周知する必要があるとかいうことは要らない。2番目の協力体制を整える必要があるとか、要望に隔たりがあるというのは、具体的にどういうことなのか。協力体制を整える必要があるというのは、協力体制ができていない。どういうふうにできていないのか。

小松学校教育部主幹 まず一例といたしまして、献立表や食育だよりの配付は行っておりますけれども、給食法に基づく指導、それから給食当番の決定、保護者への綿密な資料等の配付などが挙げられると思います、それらを実施する上で、学校の協力なくしては実施できない。まだ4月13日から行われまして、7カ月経過しておる中ですが、実際に学校現場を訪問させていただいたところ、やはり、指導上の問題、あるいは給食の配膳室への生徒の運搬、配送等ちょっと問題がございました。その問題につきまして、現場に入りまして、その中で学校との協力体制の徹底を図っていく必要があるということでございます。

小田原委員長 それは、だけど、教育委員会と学校との協力体制の問題なのですか。協力体制というのは何なの。これはよくわからない。そういうことの問題だったら、学校の問題、ある学校への指導の問題でしょう。時間ないから、答えは要らない。

それから、その次の保護者の要望があって、隔たりがあるというのだけど、隔たりというのは何なの。要するに、聞けない話なのですね。

小松学校教育部主幹 このアンケートの中で、生徒のアンケート結果でございますが、味につきましては、おいしくないという答えが40.8%、おかずが冷たいというアンケート結果が82%を超えております。これにつきましては、生徒の要望として、冷たいので温かくしてほしいという要望がございます。それに対しまして、やはり、責任を持った対応をする、給食の提供をするという前提がございます中で、生徒と、今具体的に申し上げた一つの例でいいますと、隔たりはあるということでございます。そこについての理解をこれから図っていく必要があるということでございます。

小田原委員長 今の話は、隔たりがあるのだけでも、隔たりがというか、要望があるということでは不満があるということでしょう。今のお話だと、それはしょうがないのだから、

隔たりなのだからという話で、その要望には答えられないのに、そういう要望を出してくるといふ、そういう話なのですか。

小松学校教育部主幹　その上に立ちまして、その隔たりを、味がおいしくない、冷たいという具体的な例を挙げますと、それに対して栄養士が献立の中で、例えば味の濃淡を際立たせるための一つ工夫をすとか、あるいは温かく見せる方法としまして、20の限界に近づく中で調理に工夫をすとか、具体的なところはそういうところでございます。

ただ、もう一つ大きな問題点がございまして、給食の運営方法や、それから申し込み期間、制度そのものの保護者等への要望に対する対応策としまして、例えば申し込み期間が1月単位となっておるのを、何とか学期単位なり学年単位にしてほしいという要望が目立っております。それに今現在我々の方も応えていない中で、いかにしてその要求に応えていくのか、いけるのか、さまざまな課題がございまして、それを今検討しているところでございます。

そういったところを隔たりとして、教育委員会の内部努力の中でどこまでその要望に沿っていけるのかといったところを今検討しているところでございます。

小田原委員長　だから、その要望には応えられるかどうかかわからないということでしょうね。多分ね。そこは理解させていくしかないのじゃないかな。教育委員会で改善する話とは違うと思うんだね。

それから、7番目は、これはやっぱり、給食担当教員と食育を推進していくというふう考えるからおかしいので、ここも、給食担当としては認識が違う。甘いんですよ。食育というのは何かといったら、学校で食育全体計画をつくって、その中で進めていくというのはあるわけだから、その中で進めていかなかったら、給食担当教員にやらせようとしているからおかしくなってくるのですよ。これも、何回も言っても変わらないので、改めていただきたい。

はい、では、よろしいですか。

では、続いて指導室から報告願います。

由井学校教育部参事　死亡者叙位・叙勲の受章と死亡者叙位の受章と2件でございます。

まず、死亡者叙位・叙勲の受章でございますが、元八王子市立第六小学校長の本田仁氏でございます。受章内容は、叙位が正六位、叙勲が瑞宝双光章、今年の7月5日に亡くなられましたという、まず1件御報告でございます。陶鎔小学校と第六小学校の校長先生をされております。



もう一件が、元八王子市立式分方小学校の飯島一郎氏でございます。この方は88歳ということで、本年の6月1日に高齢者叙勲を受けておりまして、叙勲の内容は瑞宝双光章でございます。このたび死亡者叙位ということで、正七位を受けたということでございます。

以上、御報告でございます。

小田原委員長　ただいまの指導室の報告について、何か御質疑ございますか。

では、次に生涯学習総務課から御報告願います。

桑原生涯学習総務課長　それでは、（仮称）新・八王子生涯学習プラン（素案）について、御説明します。

現行の八王子生涯学習プランの期間が今年度で満了をします。これに伴いまして、平成20年度に、八王子市生涯学習審議会にこれからの八王子市の生涯学習振興の基本方策についてを諮問し、本年5月に答申をいただきました。また、この定例会にも御報告しています。これをもとに、今年度、新プランの策定を、八王子市生涯学習推進本部で進めてまいりました。ここで新プランの素案ができましたので、御報告するものでございます。

報告については、山野井からいたします。

山野井生涯学習総務課主査　それでは、（仮称）新・八王子生涯学習プランの概要について、まず説明いたします。

プランは全体で5章から構成されております。1章では、策定の背景としまして、現在の推進プランを継承しつつ、少子高齢化、国際化の進展、環境への関心の高まりなど社会状況の変化や、国または都の動向、八王子市生涯学習審議会からの答申を踏まえて、新プランを策定しております。計画期間は、平成22年度から26年度の5カ年としております。

第2章で、八王子の現状と本市の特色を述べております。生涯学習施設の現状やソフト面での取り組み状況を取り上げました。また、課題につきましては、生涯学習審議会からの答申で寄せられた課題や、今年度実施いたしました市政世論調査の結果からうかがえるものを取り上げております。

第3章の基本的な考え方ですが、現行計画の生涯学習への取り組み支援というだけではなくて、その学習成果を生かすとともに、人と人などが相互につながることにより、地域の教育力が向上していくような生涯学習社会を目指すこととしております。この考え方に基づきまして、新プランの基本理念を「市民と地域が主役の生涯学習～この街で　まなぶ

いかす つながる～」といたしまして、4つの重点目標、市民と行政との協働、情報収集のネットワーク構築と情報の一元的提供の推進、学習施設の活用と事業の評価、人材の育成と活用を設定しております。また、この理念から、まなぶ、いかす、つながるという3つの視点を挙げまして、それぞれの施策が続いていくという体系図となっております。

4章では、その3つの視点をもとに6つの推進の柱を挙げまして、生涯学習施策を推進していきます。一つ目は、個性を活かした学習機会の充実、2つ目が身近な学習拠点の有効活用と連携、3つ目が生涯学習活動への支援と協働による学習活動、4つ目が成果を実践する機会の充実、5つ目が社会的条件の確立、そして最後、情報提供体制の整備という6つの柱の先に21の施策の展開を行いまして、さらに、庁内全体で約370の事業を個別の事業施策として位置づけるという計画となります。

最後に第5章ですが、これは、実現に向けてです。生涯学習の推進に向けた体制の整備と関連機関との連携を進めるといたしました。また、年度ごとに事業の達成状況と事業評価の仕組みを構築いたしまして、確実なプランの推進を行っていくこととしております。

なお、この新プランの素案につきましては、八王子市生涯学習推進本部において策定作業を進めてきました。先日、11月13日になるのですが、生涯学習推進本部会においてこの素案が決定されまして、昨日、24日に経営会議に付議いたしまして、了承されております。

最後に今後の進め方ですが、12月8日、文教経済委員会にも報告いたしまして、12月15日から1カ月間パブリックコメントを実施いたします。その後、その意見集約と検討を再び推進本部で行いまして、教育定例会にもまたお話をさせていただきたいと思っております。それで、今年度末には最終的なプランを完成するという進め方でございます。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 これは報告なの。報告で済む話。報告だけでも、経営会議にもかかってしまっているという話なんだけど。かかってしまっているから、報告になってしまっているのだろうけど。

桑原生涯学習総務課長 いわゆる八王子市の推進本部でこの計画を。本部設置要綱というのがございまして、これは改正が15年の8月ですけど、ここでいわゆる生涯学習推進計画の策定実施に関することという所掌ですか、それから、施策の協議や調整、こういうことをここで進めていくよという設置要綱がございまして、そこで説明したところなのです。

いわゆる教育の部分だけではなくて、庁内全体の事業にかかわる部分なので、この推進

本部に、本部長を副市長として充てていまして、全体を進めていくという流れになってございます。

川上委員 「16年に策定した現行の生涯学習プランの」と一番最初、それから2番目に「現行の生涯学習推進プランは」と書いてありますね。私、これやったのです。ここをやったのです。生涯学習推進計画ということだったと思います。何とかで開くということが書いてあったと思いますが、策定の経緯としてここをお出しになるのだったら、両方、1と2で、ここで言葉が違うのはおかしいですし、それは、策定委員会というところが作りましたかしらね。それが教育委員会からの諮問で出たわけではなかったというふうに思うのですが、今回は、副市長を長とした本部会というのがあるというところでお作りになったということ。その設置の経緯、本部会というのは私今初めて聞いたかしら。不勉強ですか。

桑原生涯学習総務課長 前は、川上委員さんがおっしゃるように、八王子市新生涯学習推進計画策定検討委員会設置要綱というのが、一過性の設置要綱がございまして、会長に瀬沼先生、副会長に川上先生がなっていて、今の計画を策定していただいた。ただ、この要綱は、最終的には市長への報告をもってその効力を失うということになっていまして、この設置検討会はそこで効力はなくなっているわけです。

今回は、いわゆる生涯学習審議会条例というのを19年につくりまして、生涯学習に関することは教育委員会に諮問をするという。諮問ですね、生涯学習に。諮問をいただいて、去年ですね。

川上委員 教育委員会からですよ。

桑原生涯学習総務課長 はい。いただきまして、それを、去年の5月に答申をいただきまして、6月にこちらに御報告して、それを受けて……。すみません、今年度5月に答申を受けて、6月から、今度は、八王子市生涯学習推進本部設置要綱というのがございまして、ここが、推進本部というのは、さっき言ったように、副市長が座長、教育長が副座長ですけど、そのほかに、その下に、庁内全体の課長クラスでつくる幹事会、またその下に主査クラスでつくる連絡会というのがございまして、その連絡会、幹事会で、今までの答申ですとか、今年の世論調査ですか、こういうものをかけた中で検討してきて、最終的に今回ここでまとめたのがこの計画でございます。

ただ、まだあくまでも素案でございますので、今後、パブリックコメントをかける中で、また教育委員の皆さんの意見も聞きながら、また生涯学習審議会の意見も聞きながら、最

最終的に推進本部の中で決めて、最終的な案にしたいということでございます。

小田原委員長　そういう話を一緒にしないと、わかりにくい話だね。

それからもう一つ、川上委員が言っていた言葉が違うというのはどうなのですか。

山野井生涯学習総務課主査　すみません。私の方から、報告に先立ちまして、この2点。

実は、2番の新プラン策定の背景と概要の1行目「現行の生涯学習推進プラン」と入っているのですが、この部分、それから、一番最後、今後の予定の3月下旬、新・八王子生涯学習推進プランの完成、この2点のいわゆる「推進」の文字を取ってくださいというのを先に言わなければいけなかったのですけれども、私どもの資料のミスです。それを含めまして、順序が逆だったことをお詫びいたします。

川上委員　今度できるのは、新・八王子生涯学習プランなのですか。

山野井生涯学習総務課主査　まだ仮称でして、今現在は、（仮称）新・生涯学習プランと呼んでいるのですが、今後、愛称といいますか、きちっとした名前をつけて、皆様に親しまれるようなプランを考えたいと思っております。

小田原委員長　これは今答えなくていいのだけど、生涯学習スポーツ部の存在は考えた方がいいね。これからの課題としてね。答えなくていいよ。「そうします」と答えてほしいのだけど。私なんかは、そういうふうに推進本部ができるとすれば、スポーツは取って、生涯学習というのが、全市的に教育の部門ではないと考えていますから、これは文化、芸術を含めて、教育とは別に全市的に考えるべきだという考えなので、これがこういうので進んでいくなれば、教育から切り離してほしい。要望としてそういう話があったということ、単独の意見としてあったということはお伝えしていただきたい。

川上委員　生涯学習審議会条例ですか。先ほど、そういうのがいついつできてとおっしゃったけれども。

桑原生涯学習総務課長　生涯学習審議会ができましたのが平成19年の4月でございます。それまでは社会教育委員というのがありました。それをなくしまして、八王子市生涯学習審議会条例というのを作りまして、そこで生涯学習審議会をつくったという経過がございます。

小田原委員長　それはうちがつくったのですか。うちでしょう。

川上委員　審議会でしょう。それは覚えています。それで、生涯学習審議会条例というのは、審議会を置くこととした条例ですか。

小田原委員長　生涯学習推進本部をつくる話でしょう。

桑原生涯学習総務課長 先ほど言いました推進本部のことは、この条例の中ではうたわれてはございません。審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を云々という、いわゆる所掌のことが書いてございます。

小田原委員長 その条例の話はどこで出たんだっけ。今の話の中で。

桑原生涯学習総務課長 この条例は、平成19年3月28日に議決されていると思います。いわゆる19年の第1回定例市議会ですね。

川上委員 よくわからないけど、生涯学習審議会条例というのは、審議会を置くことの条例ではないの。

桑原生涯学習総務課長 推進本部は古くは平成9年からあるのですが、最近改正したのが15年で、組織もいろいろ変わっていますから、推進本部は平成9年から……。すみません、要綱は平成5年からですね。5年3月25日から推進本部の設置要綱は施行されています。

小田原委員長 市長部局の方の要綱ですか。

桑原生涯学習総務課長 市長部局または教育委員会の所管も入ってございます。

小田原委員長 教育委員会が作ったわけではないでしょう、その要綱は。

桑原生涯学習総務課長 市長部局です。

川上委員 市長部局に生涯学習部というのが置かれていたのは何年から何年でしたっけ。

桑原生涯学習総務課長 多分、平成11年の7月からだと思うのですが、15年の8月の組織改正までだと思います。

石川教育長 その組織改正に伴って、あっち行ったりこっち行ったりして、要するに整理されていないということなのですね。

桑原生涯学習総務課長 すみません、もう一つ。15年の8月に、いわゆる市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則というのがございまして、この中で、教育委員会にいわゆる補助執行、生涯学習の部分の事務の補助執行が決められているということで、我々2つの顔を持ちながら事務をしているということになっております。

小田原委員長 顔がむこう向いてしまっているわけだ。パブリックコメントを生かしながらということになるだろうけど、3ページというか、第何章になるんだ、要するに、「市民と地域が主役の生涯学習」というフレーズがあるわけだ。それで、説明を聞いていたら、重点目標の が「市民と行政との協働」というふうになると、これもう主役が消えてしまうんだね。結局、行政が主体の、支援する形の主役なんだよな。だから、もうちょ

っと何か工夫していかないと、主役が生きないのではないかなという感じがしますので、変えられるのかどうかわかりませんが、行政が目立たない、協働ではない形にできるかどうか、これは検討してください。デュエットになってしまうから。

そのほかいかがですか。結局、報告ということで、これはもう手のつけない話だと思いますけど。はい、それでは、その形で進めていただきたいというふうに思います。

続いて生涯学習総務課からお願いします。

桑原生涯学習総務課長　それでは、来年1月に行います成人式について御報告いたします。

詳細については、山野井からいたします。

山野井生涯学習総務課主査　それでは、平成22年成人式について説明させていただきます。

開催目的は、新しく成人となった若者を祝い励ますとともに、大人としての責任の自覚を促すこととございます。

開催日時は、平成22年1月11日の成人の日で、午前10時からと正午からの2回開催いたします。

対象者は、平成元年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、対象者は8,079名です。過去3年の出席率平均から予想する参加者数は、約3,100名程度と予測しております。ちなみに、対象となる学年が当時市立中学校を卒業したときの人数は4,372名となっております。

続きましてプログラムですが、初めに式典の部とございます。まず、教育長による開式の辞で始まり、国歌と市歌斉唱を行います。国歌・市歌の斉唱につきましては、市内在住でソプラノ歌手である星幸子さんをお願いしております。続きまして、市長による主催者式辞、議長による来賓祝辞、来賓紹介と続きます。新成人の主張につきましては、2名から応募がありましたので、それぞれ10時からと正午から、1名ずつ発表をしていただきます。また、今年行われた世界柔道選手権大会女子52キログラム級で見事優勝を飾った本市出身の中村美里選手が今年成人式を迎えます。残念ながら、式には出席できないとのことですが、ビデオレターの中で、新成人になった喜びと、同じく新成人へ向けたメッセージを寄せていただきます。最後に閉式の辞、八王子市成人式実行委員長より行います。

次にアトラクションとございます。都立片倉高等学校吹奏楽部が、新成人を祝福して、元気あふれるすばらしい吹奏楽を聞かせてもらいます。それから、2008年度世界ヨーヨーコンテスト優勝者の金子隆也さんに、我々の目を釘づけにするパフォーマンスを披露

してもらいます。

また、昨年に引き続きまして、会場で、はがき2枚のふるさと郵便を配付いたしまして、新成人がお世話になった方々への感謝の気持ちを手紙に託して伝えてもらおうと考えてございます。

そのほか、今年は高校生にボランティアとして受付などを手伝ってもらいまして、一緒に新成人を祝福するほか、1/2成人式を学校の行事として行っている小学校のうち、大和田小学校、高倉小学校、高嶺小学校の児童が、お花紙でつくった花で会場を装飾いたしまして、式典に花を添えたいと思っています。

また、成人式実行委員会ですが、八王子の広報5月15日号で委員を公募いたしまして、10名、内訳は、男性5名、女性5名ですが、うち新成人は2名で構成されております。6月から現在まで8回の実行委員会を行いまして、今回のプログラムの内容等を決定いたしました。

なお、教育委員の皆様への御出席のお願いは、この定例会後に事務局よりお渡しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課からの報告は終わりました。

この件につきまして、何か御質問、御意見ございますか。

石川教育長 毎回言っているのですが、せっかく公募の実行委員会が運営をするのだから、閉式の辞を実行委員長がやるのだから、開式の辞も、私なんかやらない方がいいですよ。せっかくやってくれる人がいるのに、そういう人を出さなければ、表に。是非もう一回検討してくださいよ。

小田原委員長 どうですか。毎年あえて教育長に御登場願っているわけだけでも。

桑原生涯学習総務課長 毎年、教育長からのお言葉、私も聞いていますけど、教育長に是非、教育長として開式の辞をお願いしたいというふうに事務局は考えております。

川上委員 実行委員会が考えているのですか。

桑原生涯学習総務課長 ここは式典の部なので、事務局で考えています。

川上委員 えっ、式典の部までは事務局が考えているのですか。

桑原生涯学習総務課長 はい。

川上委員 でも、閉式の辞は実行委員長でしょう。式典も含めて実行委員ではないのですか。成人式実行委員。成人式アトラクション実行委員長なのですか。それとも、成人式式

典実行委員長は事務局なのですか。

桑原生涯学習総務課長 八王子市成人式実行委員会の委員長です。

川上委員 式典も成人式のうちですよ。

桑原生涯学習総務課長 おっしゃるとおりなのですが、その辺は、式の部と、それからアトラクションの部をなるべく少し分けようという御意見も前にもございましたので、その辺は、式典とアトラクションを分けている。

川上委員 分けるのはわかります。式典の中で分けるのはわかりますよ。式典とアトラクションを。だけれども、実行委員会は、式典の部も、アトラクションの部も実行委員会がやっているのでしょうか。

小田原委員長 そこはどういうふうに仕切っているのかを説明しないと。成人式実行委員会という名前で募集しているけれども、式典の部については、いろいろ言わせませんよとやっているのじゃないの。

山野井生涯学習総務課主査 もちろん、成人式を通して、前半の式典の部、後半のアトラクションを含めて、成人式実行委員の若者にいろいろ論議をいただいております。先ほどの開式の辞、それから閉式の辞なのですけれども、最後に、閉式の辞のところに行き実行委員長を持ってきているのは、この実行委員会の、短かったのですけれども、半年ですか、活動を通して、同じ世代として、新成人にこうあってほしいといいますが、彼らの思いをちょっとした言葉で伝えたいという希望もございまして、開式ですと、それを先に持つてくるのができないものですから、閉式の辞の中でその気持ちも一緒に新成人に伝えてもらおうということもありまして、開式の辞は教育長、閉式の辞は実行委員長となっている。

石川教育長 実行委員は10人もいるでしょう。実行委員長というのがあるわけでしょう。その人に開式の辞をやらせればいいじゃないですか。この人1人しかなくて、とても人が足りないからというのだったらわかるけれども。

小田原委員長 心配だから教育長にお願いしたいというのがあるのでしょうか。

桑原生涯学習総務課長 それもありますし、成人式の初めですので、特に教育長に。

石川教育長 俺は実行委員の方がいいと思う。

小田原委員長 ただ「始めます」ではなくて、教育長としてのメッセージを込めて言ってほしいという形で、かつ、最初が……。

石川教育長 それはこじつけでおかしいですよ。

小田原委員長 これはこじつけなんだ。



石川教育長 式辞は市長がきちっとやるわけですから、それはそれでいいのですよ。行政としては、実行委員会形式をつくって、しかも、市民を募ってやっているのだから、その運営は任せるべきではないの。

小田原委員長 内輪もめになっているところがあるので、あれなんだけども、気持ちは、僕は大きな声では言えないから教育長というふうに言っているのだけども、押さえがきかなくなってしまう心配があるということだろうと思うのですよ。かつての荒れた成人式みたいなのになってしまうのではないかとということで、教育長にまず御登場願って押さえていただきたいというのがある。教育長がそれを嫌うのであるならば、教育長の意向を聞くべきだろうね。

荒れたって、それは皆さんの実行委員会で企画してやろうとしているのであるならば、そこはしょうがないというふうに腹をくくるか。ただ、そうならないような手配はしていかなければいけませんよ。当然ね。では、そこはちょっと御検討ください、中で。

それから、国歌斉唱のときも、ソプラノがね。結局任せてしまって、斉唱とはいうけれども、ソプラノ独唱、国歌独唱というふうになってしまうのでいいのかどうか。斉唱させるならば、僕は、独唱は入れない方がいいと思う。独唱というか、ソプラノとか、テノールは。甲子園もそういうふうに行っているのだけれども、甲子園あたりは歌わないから入れてしまっているのだけれども、やっぱりああいうのは、斉唱というのだったら、皆さん御唱和願いますというのであれば、入れない方がいいと思う。

川上委員 もうお願いになっているのかしら。頼んであるのでしょうか。

桑原生涯学習総務課長 今年度はお話を進めております。

川上委員 前回も何か言った覚えもあるのですが、ちょっとあそこには合わないよということ、多分。

桑原生涯学習総務課長 人材については、例えばいちょうホールですとか、そういうところの意見を聞いて選定はしているのですが。

小田原委員長 そういうことを言っているのじゃない。要するに、要らないと言っているの。

石川教育長 スポーツイベントなどでそういうのが出てくるのだけれども、ちょっと違うのだと思うんだね。そういうものと、この儀式とは。

桑原生涯学習総務課長 私からすみません。要らないということで、国歌は流しながら、みんなで一緒に歌わせる。

小田原委員長 国歌を流しながらではないんだって。ピアノ伴奏で斉唱させる。指揮者が出るならば、必要ならばいいのだけでも、独唱は要らない。独唱というか、そのソプラノ歌手は要らない。

桑原生涯学習総務課長 わかりました。それは今度、来年ちょっと検討をして。

小田原委員長 今年もそれができれば、今年からやってほしいわけよ。教育委員会でこういう話がありましたけれどもと言えるかどうか。それはだめ。難しい。

桑原生涯学習総務課長 ちょっと今お願いはしているのですが。去年と同じように。ずっとやってきましたので。

石川教育長 去年もその話を会場でしていましたけど、伝えなかったのかな。

川上委員 要するに、あの姿であそこに出てきて独唱する姿は、成人式にふさわしくないとやったというか、舞台の上と、式典の意義というものがあって、それがマッチしていることが一番望ましいわけでしょう。

小田原委員長 だから、断れるものなら断ってほしいんだね。いつも言っているけれど、変えられないものをこういうところに出さないでほしいわけよね。決めてしまったのだったら、これ以上文句言うな、こういうふうにしますとしないとだめよ。

桑原生涯学習総務課長 すみません。今年は私の方の認識が甘かったということなのかと思いますが、今年は是非これで。来年についてはそういう方向で進めたい。再来年ですか。ごめんなさい。今年も努力はしてみますけど。

石川教育長 まだ間に合うのだから、そうしなければだめでしょう。いつまでたっても変わらないぞ、こういうのは。

川上委員 契約書を交わしてはいないというふうに思いますけど、契約ということだったら、こちらのお詫び文も付して丁重にということはあることですよ。要するに、方針転換ではないけども、ということはあることだと思いますけど、そのままではいけませんよね、当然。それにちゃんとお詫び文を載せてということはしないとはいけませんよ。

桑原生涯学習総務課長 そうですね。もちろん、お断りするとき、おっしゃるとおり。

川上委員 今教育長もおっしゃるようでしたので、そうは思いますけど、もし万が一どうしてもなくてできないということになったら、もう一言私は申し上げたいことがあるので、そうになったら教えてください。

桑原生涯学習総務課長 はい。

小田原委員長 何も伝わっていないでやっていると思うのですよ。服装にしても何にしてもね。そのままだいつものように歌ってくださいというお願いをしていると思うので、そこがまずいんだろうな。はい、どうぞ。

水崎委員 一つ教えてほしいのですが、対象者が平成元年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者となっていますが、平成2年4月1日に生まれた子というのは、成人にならないで成人式という計算になるのですか。年度でこれやって。

小田原委員長 これは学齢でやっているのです。

水崎委員 昔は、成人式の前の日までではなかったでしたか。

小田原委員長 これは昔からなっている。

水崎委員 私の認識違い。

石川教育長 自治体によっても違います。

水崎委員 わかりました。私の住んでいたところでの話でした。すみません。

あともう一つ、実行委員が10名ということなのですが、昨年の実行委員の方というのはこの中に入っていますか。すべて新規の方ですか。

山野井生涯学習総務課主査 昨年度の実行委員のメンバーが1人おります。

小田原委員長 去年言っていた話が伝わっているかどうかというのが心配なのでしょう。進行とかなんとか。そうではない。

水崎委員 ちょっとお名前聞くのもいけないのかなと思ったのですが。

小田原委員長 進行の仕方とかなんとかで、きちんとやってほしい部分があるわけですか。

水崎委員 そうですね。去年やって、いろいろ実行委員会の中でも反省とか出たと思うのですよね。もしいらっしゃるのだったら、今回にもつないでもらえていればいいなという、そこを思ったもので。もし全く新規だったら、事務局の方がフォローする必要があると思うのですが、1人でも入っていれば、またさらに去年よりもいいものをとという形になるかななんてちょっと期待も込めて思ったのですが。

小田原委員長 お疲れさまでした。続いて、もう一つ生涯学習スポーツ部から、図書館ですか。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 それでは、第二次読書のまち八王子推進計画（素案）について、御報告申し上げます。

まず1の計画策定の目的と経緯でございますが、平成15年度に、計画期間を5年とした「第一次読書のまち八王子推進計画」を策定し、その実現に努めてまいりました。この

間、平成19年度には国の第二次計画が、また平成20年度には都の第二次計画が策定されたことを踏まえ、また、計画の中の「子ども読書活動推進計画」部分が、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により市町村に対して努力規定ながら策定が求められているものであることから、本市においても、大人を対象とした「生涯読書活動推進計画」も含めた新たな第二次計画を策定することとしたものでございます。

なお、素案の策定に当たりましては、公募市民も含めた「読書のまち八王子推進連絡会議」における7回の審議をもとに取りまとめたものでございます。

次に、2の第一次計画の主な成果でございますが、(1)の生涯読書活動推進計画では、夜間通年開館の実施、北野分室の開室、相互利用の推進が、(2)の子ども読書活動推進計画では、地域子ども家庭支援センターみなみ野に絵本図書室を開室、ブックスタート事業の実施、中学生ボランティアの受け入れが、(3)の啓発・PR活動では、読書感想画コンクールの実施、「はちおうじ読書の日」、「読書のすすめ」の制定などが挙げられます。

続いて、3の第二次計画の基本方針については、第一次計画での成果や取り組み内容を検証し、次のとおり定めました。(1)の生涯読書活動推進計画では、市民が自主的に読書に親しむ環境の整備、市民の自主的な読書活動を促進するための連携や支援、読書に対する理解や関心を高めるための啓発及び普及活動の3点としました。(2)の子ども読書活動推進計画では、読書を楽しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備、ユニバーサルデザインに基づく読書環境づくり、家庭・学校・地域が相互に連携・協力した取り組み、読書活動への理解と関心のための啓発活動、読書活動推進のための関係機関・団体の役割の5点といたしました。

次に、4の第二次計画の主な施策でございますが、(1)の生涯読書活動推進計画については、地域間サービス格差を是正するため、より身近な場所で読書に親しめる地区図書室を図書館の分室として整備し、読書しやすい環境を推進する。「大学コンソーシアム八王子」における図書館連携を実施する。課題解決型図書館としての充実を図る。図書館メールマガジンの配信やブログの立ち上げ等、ICTを活用したサービスの向上を図る。社会福祉施設等への出張図書館を実施するの5点としました。

(2)の子ども読書活動推進計画については、学校図書館サポートセンターの設置。

学校図書館活動を担うスタッフの配置を推進する。小学校入学時に図書館利用案内を配布するなど、幼児期からの読書に親しむ周知啓発活動の積極的展開の3点といたしました。

た。

5の第二次計画の計画期間は、平成22年度から26年度までの5年間とします。

6の今後の予定ですが、12月8日開催の文教経済委員会に概要及びパブリックコメント実施を報告し、パブリックコメントは12月15日号の広報で周知し、12月15日から1カ月間実施し、広く市民の意見を求めます。パブリックコメント結果を踏まえ、「読書のまち八王子推進連絡会議」等でさらに調整の上、22年3月末までに確定し、22年4月から適用します。

説明は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習スポーツ部からの説明は以上ですが、何か御質問、御意見ございませんか。はい、どうぞ。

水崎委員 この計画はいつから始まったのですか。審議会も立ち上げたのはいつごろからなのでしょう。私が聞き漏れたのだったら申しわけないと思うのですが、報告はどの程度あったのか、教えていただきたいのですが。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 第一次計画につきましては、平成15年の3月に策定いたしました。そのときは要綱設置で、読書のまち八王子推進協議会という組織で検討して、策定いたしました。

小田原委員長 そんなこと聞いていない。読書のまち八王子推進連絡会議は、いつ、どういう形でできて、ここで報告とか審議されたのかということを知っているのですよ。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 読書のまち八王子推進連絡会議は、平成16年5月12日施行の要綱で定められておりまして、第二次計画の策定につきましては、今年の5月から11月までの7回検討を行ってまいりました。

小田原委員長 だから、水崎さんが知らないでいるのだけれども、それはこのところで御報告もしているとか、審議しているとかいう話をしないと、わからない。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 ここで御報告申し上げるのは初めてでございます。

小田原委員長 だから、読書のまち八王子推進連絡会議は平成16年にできたのだけれども、そのときには教育委員会にかけられているのではないですか。かけてない。今回これができて、初めてこういうふうなことをやっていたという報告となっているのかということを知っているわけだ。僕の記憶はないね。

水崎委員 実はこれ金曜日に送っていただいたときに、第二次の計画を立てますよというのが、教育委員会、この定例会で出たかなと思って、会議録をちょっとめくってみたので

すね。今までの会議録というか、日程の内容とかね。探しても見当たらなかったのです。だから、私が見落としたのか、それとも、こういう計画を立てますよという話がなくて、今ここで報告なのか、そこを確認させてもらおうかなと思ったのですけど。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 後者の方でございます。

小田原委員長 だから、いつも言っている話になるので、言いませんけど。何か一言ありますか。

水崎委員 今のはよく分かったのですが、自分が教育委員になって、割と報告というのが多いじゃないですか。報告だけを受けて、そこで変わるものだったらいいのですが、意見して、変わっていくものだったら、その時点で意見すればいいのかなと思うのですが、そこで意見を言っても変わらない、単なる言った人の気休めでしかないみたいな、そうなのだったら、何かちょっと残念な定例会だなと思うので、もし意見を言っていような場があるのでしたら、そういう場を事前に設定しておいていただいて、こういう報告というのにつなげてもらえればいいかなと思うのですけど。

小田原委員長 これも教育の話じゃないのではないの。どうなのですか。読書のまち八王子というのは、市全体で進めている話ではないの。教育ではないんじゃない、これは。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 第一次計画も八王子市ということで発行しておりまして、読書のまち八王子を進めるために、オール八王子で取り組んでいるという位置づけです。

小田原委員長 そういう話を最初にしないとだめだ。さっきと同じよ。これ入っているのは、学校教育部は木下さんがうちから入っているだけでしょう。学校の先生とか入っているけれど、教育がやっている話ではないんだよね。そこを言わないと。うちは、ああ、そうですかという話なのですよ。僕も不思議に思っているのだけでも、第二次基本計画をやったときに金がかかるのは、どれがかかるわけ。お金がかかるのは。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 予算の裏づけという意味でございますか。

小田原委員長 3,000万とか金がかかるのではないのか。この計画を進めるに当たって。3,000万というのは極端に言っただけの話ですよ。はい、どうぞ。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 実現するとなると予算が必要なものという意味でいえば、かなりの部分がそれに該当します。

小田原委員長 そうすると、それは、先ほどの「ゆめおり教育プラン」の中には入っていないんだよね。言葉が一言もね。だからつけないということではないのだけれども、入れなくていいのかなというのは気にはなっていたのですよ。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹　ただ、計画の期間が22年度から26年度という5年間を見ておりますので。

小田原委員長　これ、何年の計画をつくっているわけですか。僕なんかには言わせると、どうぞ、向こうでやってくださいという話になるのですよ。皆さん、どうぞやってください、図書館も含めて。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　お金の額は別としまして、うちの方の目玉といいますが、学校教育に関して言いますと……。

小田原委員長　学校教育ではないということ。図書館として、生涯学習として。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　そこもありますけど、学校図書館サポートセンターが一番一つの柱だと思って……。

小田原委員長　違うじゃない。1ページの下のところは学校図書館と関係ないでしょう。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　ですから、それについては、ゆめおりの方とも連携した形で書いております。

小田原委員長　違うじゃない。ここの中に入っていないから、心配して言っているわけです。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　上の8番の方に入っていて……。

小田原委員長　8番というのはどこなの。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　ゆめおりの方の8番ですね。うちのといいますが、図書館の施策では支援という形で載っています。8番の方で……。

小田原委員長　8番というのはどこですか。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　設置が載っていませんか。ゆめおりの方ですよ。

小田原委員長　何ページにのっかっているわけですか。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　ゆめおりの方のお話ですよ、今委員長言われたのは。

小田原委員長　「ゆめおり教育プラン」よ。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　そちらの方では8番に入っていると思うのですけど。

小田原委員長　8番なんていうのはない。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　7番ですね。

小田原委員長　これは、だって、学校図書館でしょう。その学校図書館は2ページのところに入っているだけの話でしょう。二次計画で、生涯読書活動推進計画のところの、その部分で金がかかるものがないから、心配して言っているわけよ。

坂倉生涯学習スポーツ部参事 図書館の分室化等については一定のお金がかかりますけども、それからあと出張図書館もそれなりにかかりますが、ある程度人的な形でカバーしていきたいと思っています。実現のためには。

小田原委員長 それならいいですから。1ページの下の最初のところではないのね。そういう部分が生涯学習としては基本になると思うのですよ。市民を主役にするという話をしているわけだから。

坂倉生涯学習スポーツ部参事 今回推進連絡会議の方で議論があったのは、弱者への支援の視点の強化と、それから子どもへの関与の強化というのは挙がっています。それで、一般の大人に関しては、今まで言われているような施設的な充実よりも、もっとソフト事業を充実して、これまで使っていない人間を引き寄せなさいというのが、いわゆる議論の趣旨でした。

したがいまして、図書館としまして、ソフト事業をもっと積極的にやっていくようなことを考えたり、それから、図書館と地区図書室の配送便の強化とか、そういうようなところでやっていきたいと思っていますので、もちろんお金がかかることはあるのですけれども、なるべく直接お金をかけるよりも、マンパワーでいきたい。あとは資料費というのを一定取っていきたい。それが主な柱です。

ただ、現実的に、ここのメインになってくる社会福祉施設への出張サービスとか、それから地区図書室の分室化は、一定の費用はかかってきますので、この辺を図書館としては、学校図書館サポートセンターの支援とあわせて3本柱で要求していきたいというのが方針でございます。

小田原委員長 図書館としては、学校へのサポート、これはいつも削られていたわけだから、これをやっていきたいということですけど、これは大きいと思いますけどね。わかりました。

川上委員 これは途中から、子ども読書活動推進計画の中に学校へのサポートは結構入っていますよね。何ページでしたか。十何ページまで行くと。そうなったときには、これは学校教育部の図書との関係はどうなるのだろうなど。

坂倉生涯学習スポーツ部参事 先日の実施計画の説明のときには、図書館側で要求させていただいたというお話をしましたけれども、今実際に学校図書館を本気でやっていく中では、縦割りではありませんけれども、所管としては学校教育、特に指導室の方のお力がなければいけないということで、そちらの方がいわゆる学校図書館法でいうところの図書館



の充実が主となっております。

ただし、そこだけでは、もちろん人的な面でも、それから市図書館が持っている膨大な資料を活用しない手もありませんので、市図書館としては、それをサポートではありませんけれども、例えば資料センター的な役割でありますとか、そういうことをやっていこうと思っておりますので、両方が合体して、支援センターという箱ではなくてシステムをつくっていく、そんなような考え方で進めていきたいなということを調整させていただいているところでございます。

川上委員     じゃ、指導室も御存じということですね。

坂倉生涯学習スポーツ部参事     はい。

水崎委員     これは報告で、次に文教経済委員会に通すことになっていると思うのですが、私なんかは仮にこれを読んで意見があるならば、パブリックコメントで言えばいいということですか。どうなのでしょう。

坂倉生涯学習スポーツ部参事     あくまで今の段階は、パブリックコメントをかけるということと、こんな方向性でまとまっているということをお諮りといいますか、御報告申し上げましたので、もちろん、最終的にパブリックコメントを踏まえてでき上がる時には、先ほど言いました市の計画か教育の計画かは別にしまして、また御意見、御決定かどうかは別ですけども、いただきますので、今は、これでは視点が足りないのではないのとか、パブリックコメントはこれでいいのという形をいただければということでございまして、御意見は当然また別途、パブリックコメントの結果を報告させていただくときに伺いたいなというふうに思っているところでございますけども。

小田原委員長     その前に聞いた方がいいのじゃないの。そういうことじゃないの。水崎さんが言っているのは、パブリックコメントがこうだったというところで、それを報告するときに御意見を聞くということでしょう。それでいいのですか。

水崎委員     ちょっともう一回ゆっくり読んでみますけど、報告だからどうかなと思ったので、余りしっかり見てこなかったのですが、もう一回ゆっくり読んで、例えば意見があったら、パブリックコメントと同扱いになるのか、それともどうなのですかね、パブリックコメントを受けて、それも聞いて意見を言うというのですか。それとも、パブリックコメントは見ないで先に意見を言うておく。

坂倉生涯学習スポーツ部参事     先ほどの生涯学習プランとこれと、またいろいろと難しいのですが、いずれにしましても、例えば「ゆめおり」の例でいいますと、皆様方という

か、教育委員会から諮問して、一定程度、審議会の委員に対して、内容を詰めてくれと諮ったわけですね。

それが、こういう形にしましたと上がってきたときに、それでいいかどうかというのは、政策判断として教育委員が最後になされることですから、そういう意味では、一緒にお話しするとか、途中の段階で一つ一つ言うのかな、どうかと私は思って。というのは、委員の方々に自由に話してくれと言った結果が、こういう方向がいいのではないかと出てきたわけですね。それを諮るのですが、それが全くこれでいいかという中で方向性を聞いていただくのであって、もちろん、一委員としてではなくて、一市民としてパブリックコメントをされるのは結構ですけども、最後の段階で、こういう意見は出たけども、やっぱり違うのではないかとというのは、委員会としての総意でお諮りいただくのかなというふうに思っていますけども。

小田原委員長 委員会の中で、委員の皆様から何かありませんかというふうに聞く中で、これについてはこういう意見があるというふうに発表されてもいいですよ。あるいは、個別に図書館担当の方に、こういうふうにしたらいかがですかという御意見を申し上げるか、メモを渡すか、どちらでもいいでしょうし、あるいは、市民としてのパブリックコメント。市民としてのパブリックコメントはちょっとおかしいと思いますから、委員としての意見をここで言うべきだろうと思いますね。ここにこうやって報告されているわけですから。しっかり見て、御意見があれば、次回なり、その次あたりで、委員の皆様から何かありませんかというふうに必ずお聞きしますから、そのときに御意見を申し上げてください。

水崎委員 私の意見が余りよくないのかもしれないですけど、何か余りここで意見を言っても、ピントがずれているからなのか、無視はされていないですけど、変わらないなという、言っても余り変わらないなと、ちょっとそんな気持ちになってしまうのですね。

小田原委員長 例えばどういうこと。

水崎委員 さっきも例えば「ゆめおり教育プラン」で意見を言っても、ああ、そういう形になるのだなと。

小田原委員長 それはここでは言わなかった。ここで言いましたっけ。

水崎委員 さっき「ゆめおり教育プラン」でも、いろいろ意見を……。

小田原委員長 小一プロブレムの問題も、ここで言いましたっけ。新納さんの方に直接言った話。

水崎委員 いや、ここで言ったさっきの話。さっきの協議のところでもいろいろ意見を言っ

ても……。

小田原委員長 今日の話ではなくてよ。今日の話は否定された部分もありますから。そうではなくて、前に言った事柄でどんなことがあったか。

水崎委員 それは、お答えをもらうというよりも、私はこう考えますよと言って、具体的  
にお願いというのですか、お話ししたというだけなのですよ。

小田原委員長 意見として吸い上げられるほどの意見ではなかったということだと思います。  
無視というよりはね。

水崎委員 だから、それは、私の思っているのと、こういうところでやるやり方、内容は  
違うのかもしれないのですが、言っても反映されないかなんてちょっと思ったりする  
ことも比較的何回かあったもので。

小田原委員長 そういう感想をお持ちであるということは、事務局に言って、事務局が丁  
寧に水崎委員に対応していないということになるのだらうと思うのです。言われている  
わけだから、それについてはこういうふうになりましたということは言ってやらなければい  
けないわけだらうと思うのです。

水崎委員 そこは、お答えくださいと言っておけばよかったので、それは特に余り気には  
していないのですが、こういう公のところで言った方がいいかなんて思って言っても、  
ちょっと私がずれているのかなんていう感じで終わってしまうことが多いので、こうい  
う読書のまちのこれも、いつの時点で言えば、幾らか耳を貸してもらえると  
いうか、聞いてもらえるのかなと思ったもので、そのタイミングをちょっと教えてほしい  
なと思ったのです。ある程度でき上がってからの変更というのはしにくいようなこと  
ってありますよね。

小田原委員長 こういうふうにしてほしい、こうすべきであるということについては、皆  
さんはないがしろにできないはずですから。ただ、水崎さんが話がずれているというこ  
とについては、私一々ちょっかいを出していますから、おわかりだと思いますけど。それ  
以外の事柄で、こうしてほしいということについて何か整理してほしいのだけど、それ  
で聞き入れられなかったということがあるとすれば、これは考えなければいけないこと  
ですよ。

水崎委員 私は市民の感覚で言いますよね。もちろん、いろいろな経験はさせてもらいま  
したけど、行政という経験はないので、例えばこういう計画の組み立て方とか、そうい  
うことなんかは、正直よくわからないので、単なる市民として、一保護者みたいな立場と  
して見たときに思った感想というのを、こういう協議とか議案とかが出てきたときには  
言うのですが、その辺がずれてしまうのかなんてちょっと思って、そこら辺は私も勉強

不足なのがいけないのかもしれないですけど、多くの市民に、教育とか、子どもについて  
関心持ってもらったり協力をしてもらおうときには、わかりやすい方がいいかな、私と同じ  
ような考え方をってる人もいるのではないかなと思うと、つい話はしてしまうのですけ  
ど、そこら辺は今後気をつけて意見は言っていかなくてもいけないのかもしれないので  
すけど。どの時点で意見を言うのが一番こういう定例会でふさわしいのかなと思ったとき  
に、報告のところで言ってもなかなか、もちろん変わるときもあるのですけども、変わら  
ないところもあるじゃないですか。だから、それでちょっとこれも聞いてみたかったのす  
ね。

小田原委員長 報告はもう変わらないです。報告という意味ではね。報告されるわけ  
ですから。これは、教育がやっている話ではないから、教育がかかわっていない。だから、  
報告として出てきた話で、それについて意見があれば、意見を言って、その素案から原案  
に行くわけですから、そこで生かしてもらおうようにしていかなければいけないわけ  
です。それを教育委員の立場として、一市民ではなくて。市民の立場というのを強調され  
るけれども、そういう立場から、結局委員として今いるわけですから、教育委員として  
の御意見をここで出していただく。

はい、どうぞ。

石垣学校教育部長 今回、議事日程ですか、私の方から項目を出させていただいて、通常、  
議案、それから協議事項、報告事項ということで、3つに分けておりますけれども、こ  
この部分について、きちっと進行が十分でなかったという反省もございますので、教育委員  
さんということではしゃるわけですから、そこはそれなりの見識があって、その任務  
についておられるという話の中で、その意見が議論としてそこにある程度は入れるとい  
うような仕組みというのはやらなければいけないだろう。

それがレイマンコントロールという部分での作用をしているわけですから、そこら辺の  
ところも考えながら、私どもの方としては、進行を作っておりますけれども、今後は、事  
務局内部で十分調整して作らせていただいて、お諮りをしていくという手順は踏んでい  
かなければいけないかなと反省している部分がございますので、そんなことでちょっと御了  
解いただきたいなと思っております。

小田原委員長 特に反省しなくていいです。八王子は、いつも言っているけれど、かなり  
教育委員会は機能していると思っております。この形で来ているということはね。ほか  
のところは要らないぐらいの状態だろうと思っておりますけれども。

石垣学校教育部長 私が申し上げたかったのは、協議と報告では随分違うということです

ね。ですから、学校教育部、生涯学習スポーツ部がどうのこうのということではないのですけれども、「ゆめおり教育プラン」については協議という形で出させていただきましたけれども、そういう一つの手順というのが必要なのだろうなと思っております。

水崎委員　今そういうお話をいただいたので、私からのお願いなのですが、定例会の資料を送っていただくときに、これについて意見をもらいますとか、何かそういうことをちょっと入れていただければ、私の準備もしやすいのかなと思いますので、これについて、こういう部分での御意見をもらいますとか、これについては報告なので、この部分についてのチェックだけはしておいてくださいとか、ちょっとそういった……。

小田原委員長　それは、そんな言わなくても、全部それをやってくださいというのだから、前もって資料を送られているのですよ。

水崎委員　例えば今日だって、さっきのあれ……。

小田原委員長　突然出てくる書類はありますよ。教育長だって見ていないのはあるだろうと思いますけど。本当はそんなことあってはいけないのだけだね。だけど、前もって送られてくるといのは、皆さんが目を通して、何でも言ってくださいよということだから送ってくるわけですから、これについて何か言ってくださいと言われなければ言ってはいけないみたいな話というのはないのです。

水崎委員　報告のところもですか。

小田原委員長　でなかったら、隠して、突然出しますよ。時間がないから、今日通してくださいと、そういう話。昔はよくあった話ですけど。

石川教育長　先へ行きましょうよ。6時ですから。

小田原委員長　では、この第二次読書のまち八王子推進計画は、よろしいですか。また、御意見があると思いますので、それをまた生かしていただきたいというふうに思います。

予定されていた報告は以上ですけれども、ほかに何か報告する事項等はございますか。

石垣学校教育部長　私の方から2件ございます。学事課と海野主幹の方から。

小田原委員長　では、学事課と海野主幹の方からよろしく願います。

野村学事課長　お手元に資料を配布させていただきましたインフルエンザ様疾患による臨時休業措置の状況について、簡単に御説明申し上げます。

昨日現在の数字でございます。ごらんのとおり、中学校については、学級閉鎖、学年閉鎖はなくなって、どうやら流行の主は小学生の方に移行したようでございます。少し数字が落ちてきているのですが、また今日幾つかの学校が出てきて増えている状況もございま

すので、まだまだ安心した状況とは言えないというふうに思っています。

3つほど懸念されることがございます。新聞報道などで脳症が季節型に比べて2倍ほど多いなんていう報道もございます。本市においては、保健所と連携する中では、特に子どもについて、小中学校の入院について十数件報告が上がっていますが、それについては2、3日でみんな元気になる。つまり、小学生、中学生については、急激に容態は変わるけれども、元気になるというふうな状況になっていて、幸いに脳症になった子どもはいないという状況でございます。

それともう一つ、2つ目が、授業時数の確保でございます。これが、繰り返し学級閉鎖をする学校も見られておりますので、これについてはとても心配されるところでございます。これについては、指導室と各学校が連携をとりながら、授業時数の確保に努めているところです。

3つ目は、季節型が出てくる季節になってまいりました。それもあわせてまた学級閉鎖ということになると、同じく、今申し上げたところも複合して心配が出てくるかと思いません。

いずれにしても、医師会だとか保健所と連携をとりながら、子どもたちになるべくインフルエンザにかからないような予防措置はさらに強めていこうというふうに考えております。

以上です。

小田原委員長 学事課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

ないようでありますので、続いて海野主幹。

海野学校教育部主幹 適正配置の説明会を10月9日から11月20日まで、市内6会場で実施してまいりました。それについて簡単に御報告を申し上げます。資料はございません。

参加者は、各地域でいろいろでしたけれども、延べ96名で、内訳は、町会、自治会関係17名、保護者52名、学校関係者7名、その他育成団体等20名です。

全体の様子ですけれども、適正配置の必要性や基本的な考え方などについては一定の御理解をいただいたものと思っておりますけれども、推進計画で挙げた具体的な地域、学校について、今後の進め方や小規模校の是非など、さまざまな御意見をいただきました。今後、いただいた御意見などを参考に、具体的に対象地域への説明会を開催してまいります。

以上でございます。

小田原委員長　ただいまの海野主幹の適正配置に対する説明会の報告について、何か御意見、御質問ございませんか。

特にないようでございますので、委員の皆さんの方から何かございますか。特にございません。

それでは、以上で公開の審議を終わりたいと思います。

暫時休憩ということで、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

15分再開ということでお願いいたします。

【午後6時03分休憩】